

令和3年度

主要施策の成果に関する説明書

令和4年度滋賀県議会定例会
令和4年9月定例会議提出

[琵琶湖環境部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

| | 頁 |
|---------|------|
| I 人 | 該当なし |
| II 経 済 | 113 |
| III 社 会 | 122 |
| IV 環 境 | 130 |

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

II 経 済

未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>1 担い手の確保・育成と経営体質の強化</p> <p>(1) 森林・林業人材育成事業</p> <p>予 算 額 35,275,000 円</p> <p>決 算 額 34,426,700 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>利用期を迎えた森林資源の循環利用を行うため、積極的に森林整備と木材生産を推進する必要がある。また、近年の自然災害による風倒木処理等への対応や市町を主体とした森林経営管理制度の導入による放置林対策を進める必要がある。その一方で、本県の森林作業を担う林業従事者は年々減少し、高齢化が進むとともに、機械化の進展に伴い高度なスキルが求められるほか、森林経営管理制度を推進するための専門技術等を備えた市町職員が求められており、人材育成が喫緊の課題となっている。</p> <p>これらの課題に対応するため、「既就業者」、「市町職員」、「新規就業者」を対象として、令和元年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講したところである。</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等作業班 7班受講。のべ41日間実施。</p> <p>(2) 市町職員コース 県内12市町受講。のべ8日間実施。</p> <p>(3) 新規就業者コース 受講者 5名。のべ134日間実施。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 既就業者コース 県内森林組合等各作業班を対象として、塩津県有林（長浜市西浅井町）内において作業道のルート計画や作設技術の指導をはじめ、立木の伐採から搬出に至る各工程において、作業効率向上のための研修を実施した。 受講者においては、従来自己流で行っていた作業方法について講師からの指導を受けることで従来の方法の見直しに気づくなど改善の糸口が見られることとなった。</p> <p>(2) 市町職員コース 令和元年度から導入された森林経営管理制度の推進に重点を置き、各市町が制度を推進するための取組が開始できるような内容とした。一部の市においては、森林所有者の森林経営に関する意向調査への取組が始まった。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>また、今までにはなかった林道の災害復旧など維持管理のための講座を新設したところ、参加者からは好評であった。</p> <p>(3) 新規就業者コース 1年を前期・後期に分けた年間2期制により、林業への就業希望者を対象に森林・林業に関する基礎的な知識や安全技術の研修を実施した。 特に、作業現場に対応できるよう、チェーンソーおよびバックホウの操作実習に重点を置いて実施した。 研修後は、森林・林業に関わる業務に就く者もあり、一定の成果があった。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 既就業者コース 研修内容に合致した現場条件を設定するよう昨年度に引き続き研修場所は県有林で実施したが、場所が県北部のため、参加する林業経営体数に地域差が見られた。 実施場所は受講者の参加意欲にも影響するため、どの地域の経営体でも参加ができるよう県有林以外での場所の設定が課題である。</p> <p>(2) 市町職員コース 昨年度の反省を活かし、経験年数による格差を解消するために基礎的な内容からワークショップへと段階を踏んで実施したが、限られた時間内では理解度に差が生じ、実践的な業務執行につながりにくい。</p> <p>(3) 新規就業者コース 1年目は受講機会を多く取るため、年間3回実施したが、実施側の負担も大きく、年間2回とした。転職者への配慮から2回の実施としたが、後期は募集情報が十分周知できずに受講者が少ないことが課題である。 また、即戦力として就業できるよう基礎的な実習を中心に研修に取り組んでいるところであるが、森林組合作業班の求人があったため応募したところ、現場経験が不足していることを理由に不採用となった例がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 既就業者コース</p> <p>①令和4年度における対応 県内各地の受講者が参加しやすいように研修場所を県有林だけでなく、造林公社事業地など県内数箇所に分散できるよう研修場所を確保する。</p> <p>②次年度以降の対応 主伐・再造林に向けた現場技術者の育成を図るため、架線集材技術研修、伐造一貫作業体験研修、コンテナ苗植栽</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>東近江市永源寺森林組合において、能力評価制度を導入するに当たり専門家を派遣して指導を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー試験に向け、資格未取得者14名が参加した。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 森林組合系統における木材流通部門に携わる人材育成として、8名が新たに「森林評価測定士」として認定された。 (滋賀県森林組合連合会が認定)</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 コロナ禍により林業・木材産業加工流通人材育成セミナーが実施できなかった。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 能力評価制度について、森林組合で導入するための取組ができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業 森林施業プランナー制度が導入されて10年以上経過しており、資格取得者も確実に年々増加している一方で、新規採用で未取得者も一定存在するため、今後も継続して育成を図る必要があるとともに既取得者に対するフォローアップが必要である。また国では主伐・再造林をプランニングするなど今後の経営を担い得る人材を育成するため、「森林経営プランナー」制度を創設しており、今後は「森林施業プランナー」と「森林経営プランナー」の両者の育成を図る必要がある。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業 受講する森林組合の人材が少ないため、木材流通や販売業務に携わる職員以外の者も森林評価測定士として育成する必要がある。 また、「森林評価測定士」の役割として、土場における原木評価のみならず立木状態での森林の価値の評価も求められており、今後も継続して知識や技術の習得を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業 県産材の需要拡大のためには、木材業・製材業を営む経営者およびその従業員に対して、木材とその利活用に関する包括的な知識を得ることのできる場を提供し、人材育成を図る必要がある。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業 林業事業体でも能力評価システムが導入されるよう支援する必要がある。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合人材育成事業</p> <p>①令和4年度における対応 若手(新人)職員向けの「森林施業プランナーコース」とベテラン職員向けの「森林経営プランナーコース」との2本立てによる研修に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 現状は組合ごとの事情に応じた指導形態を取っているが、共通分野の指導は、講師の出役回数を見直すため集合研修の回数を増やすなど、効率的な運営ができるよう見直しを図る。</p> <p>(2) 「森林評価測定士」育成支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 「森林評価測定士」の視野をより一層広げるため、常に最新の流通に関する知識を習得するとともに、従来の土場業務に重点を置いた研修内容から、立木状態で森林を評価する内容を取り込んだ研修カリキュラムにも取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 森林評価や立木評価の分野について外部からの講師を招くなど内容の充実を図っていく。</p> <p>(3) 林業・木材加工流通人材育成事業</p> <p>①令和4年度における対応 オンラインでのセミナーの開催等、コロナ禍における感染防止を図りながら、木材とその利活用に関する包括的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 林業および木材加工流通事業に関する研修会を実施し、専門的な知識を有した人材の育成を図る。</p> <p>(4) 林業事業体能力評価システム導入支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀中央森林組合において能力評価システムの導入を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 林業事業体で導入されるよう支援を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|------------------------|----------|-----|----------|--|------------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| <p>2 マーケットインの視点による農林水産業の展開</p> <p>(1) しがの林業・木材産業強化対策事業</p> <p>予 算 額 17,303,000 円</p> <p>決 算 額 16,430,194 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 2,680,194 円 各森林組合における業務管理改善のための研修会、経営改善方法等の個別指導、組織統合や業務統一等に向けた指導等を実施した。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 9,750,000 円 滋賀県森林組合連合会木材流通センターと連携して、伐採現場の近隣における中間土場の整備等を支援した。 中間土場整備支援 13カ所、仕分用機械支援 12カ所</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 4,000,000 円 森林組合および滋賀県森林組合連合会木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加に向けた需給調整などの取組に対して支援した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業 各森林組合における経営改善のための業務管理等における課題を把握することができた。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 素材生産における運搬コストの低減など効率的な県産材流通体制の構築が図られ、県産材の素材生産量および滋賀県森林組合連合会木材流通センターの取扱量の確保に貢献した。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 県産材の素材生産量および滋賀県森林組合連合会木材流通センターの取扱量の確保に貢献し、需要者に対し安定供給を図ることができた。</p> <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:left;">県産材の素材生産量</td> <td style="text-align:center;">令 2</td> <td style="text-align:center;">令 3</td> <td style="text-align:center;">目標値</td> <td style="text-align:right;">達成率（令 3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align:center;">111,900 m³</td> <td style="text-align:center;">99,400 m³</td> <td style="text-align:center;">165,000 m³</td> <td style="text-align:right;">60%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p> | 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 目標値 | 達成率（令 3） | | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 165,000 m ³ | 60% |
| 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 目標値 | 達成率（令 3） | | | | | | | |
| | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 165,000 m ³ | 60% | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>滋賀県森林組合変革プラン推進会議が設立されたことを踏まえ、森林組合の連携による課題解決を支援する必要がある。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業 需要の変化に対応できる効率的な流通体制の整備を進め、有利な価格での販売と出荷量の増加を図る必要がある。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業 本県を取り巻く木材流通の変化に適時適切に対応するとともに、県産材の多様な販路を確保する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林組合マネジメント強化事業</p> <p>①令和4年度における対応 各森林組合の個別の取組および滋賀県森林組合変革プラン推進会議の取組に対して経営改善に向けた指導を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 森林組合の経営基盤・組織体制の強化を図るよう支援する。</p> <p>(2) 県産材流通効率化対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 県産材（素材）の需給調整や中間土場の活用などにより、出荷量の増加および流通の効率化に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材（素材）需要の変化に対応できるよう、今後も中間土場の整備などに取り組むことで効率的な流通体制の整備を進める。</p> <p>(3) 県産材流通促進事業</p> <p>①令和4年度における対応 森林組合および滋賀県森林組合連合会木材流通センターが協定に基づき実施する、製材・合板用材の出荷量増加に向けた需給調整などの取組を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 県内および近隣府県の需要動向を把握するとともに、県産材（素材）の多様な販路を確保することで流通を安定化するなど、県産材（素材）の確実な供給体制の整備を図る。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(2) 未来へつなぐ木の良さ体感事業</p> <p>予 算 額 99,071,000 円</p> <p>決 算 額 95,972,302 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 41,888,000円 県産材の利用促進と木材利用の理解促進を図るため、びわ湖材を利用した木造住宅の新築および木質化改修等に対し支援した。 助成戸数：新築 111戸 木質化改修 7戸 木塀設置 6件</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 42,850,272円 びわ湖材を利用した木製品の導入や公共施設等の新築・内装の木質化に対し支援した。 木製品利用促進：16法人（20施設） 木造公共等施設整備：4市町2法人ほか2団体（9施設）</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 1,249,548円 木材を利用する新たな製品の研究や開発に取り組む事業者に対し支援した。 補助事業者数：2事業者</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 3,017,750円 県産材を「びわ湖材」として証明する「びわ湖材産地証明制度」の運営に対し支援した。 びわ湖材証明を行った木材量：61,820m³</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業 893,000円 びわ湖材の新たな利用の促進を図るために、未利用材の搬出に対して支援した。</p> <p>(6) 木育推進事業 6,073,732円 「木育」を推進するため、イベントや木育製品の貸出、展示会出展等により普及啓発を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 木の香る淡海の家推進事業 県民の木造住宅への関心や工務店の県産材への関心が高まり、びわ湖材を利用した家づくりが広がった。</p> <p>(2) びわ湖材利用促進事業 木製品の導入や公共施設等の新築・木質化により、びわ湖材の需要拡大が図られた。</p> <p>(3) 森の資源研究開発事業 県産材を活用した玩具の開発など、県内事業者による県産材の利用拡大につながる製品開発に結びついた。</p> <p>(4) びわ湖材産地証明事業 びわ湖材として証明した木材量が増加し、県産材の利用の取組が広がった。</p> <p>(5) 未利用材利活用促進事業</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-----------------------|------------------------|----------|-----|----------|--|------------------------|-----------------------|------------------------|-----|
| | <p>未利用材の搬出により、木材チップでのびわ湖材の利用が拡大した。</p> <p>(6) 木育推進事業 イベントや木製品の貸出、展示会出展、冊子の作成等により木育の普及啓発が図れた。</p> <p>令和12年度（2030年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="680 491 1697 555"> <thead> <tr> <th>県産材の素材生産量</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令 3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>111,900 m³</td> <td>99,400 m³</td> <td>165,000 m³</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 びわ湖材の利用については、県民や事業者の間に着実に浸透してきているが、これらを一過性のものでなく、持続的なものにする必要がある。そのため、県産材を加工して利用することが、地球温暖化対策などの環境面と林業・木材産業の振興などの経済面の両面で多くの波及効果があることについて、この事業を通じて県民や事業者になお一層周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 住宅、非住宅建築物、木塀、木製玩具などの木製品の利用促進について支援を引き続き行うとともに、木育などの情報発信や研修会の開催などの機会を通じ、木の良さや木を使う意義などについて普及啓発することで、びわ湖材の利用を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 県産材の利用が少ない民間非住宅の分野に重点的に利用促進を行うなど、引き続きびわ湖材の利用促進を図る。 (森林政策課)</p> | 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 目標値 | 達成率（令 3） | | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 165,000 m ³ | 60% |
| 県産材の素材生産量 | 令 2 | 令 3 | 目標値 | 達成率（令 3） | | | | | | | |
| | 111,900 m ³ | 99,400 m ³ | 165,000 m ³ | 60% | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|----|-----|-----------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|
| | <p>2 施策成果</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 市町が実施する汚水処理施設の整備事業への助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に寄与した。 雨天時浸入水対策については、市町の不明水対策調査に対する補助制度により、市町の不明水対策を促進した。</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="734 555 1547 659"> <thead> <tr> <th></th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>99.0%</td> <td>99.1%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>（うち下水道処理人口普及率</td> <td>91.6%</td> <td>92.1%</td> <td>94.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を行う高度処理施設の維持管理に助成を行うことにより、琵琶湖の富栄養化防止に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 下水道施設整備の普及促進については、引き続き市町が計画的に進める未普及地域解消に向けた事業実施が必要である。市町が行う汚水処理施設整備については、効率よく施設整備が進むよう、交付金の一層の活用促進を図る必要がある。 雨天時浸入水の発生源対策については、更に市町が主体的に実施するよう促す必要がある。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金 琵琶湖の富栄養化を防止するため、単独公共下水道の終末処理場において、窒素やリンの除去を目的とした高度処理を導入し、水質保全に努めていることについて、引き続き助成を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 汚水処理施設整備接続等交付金 ①令和4年度における対応 市町が行う汚水処理施設整備について、効率よく施設整備が進むよう、市町の整備状況を踏まえた助成を行う。 雨天時浸入水の発生源対策について、より対策が促進されるよう、市町の対策状況を踏まえた助成を行う。</p> | | 令2 | 令3 | 目標値 | 汚水処理人口普及率 | 99.0% | 99.1% | 99.8% | （うち下水道処理人口普及率 | 91.6% | 92.1% | 94.7% |
| | 令2 | 令3 | 目標値 | | | | | | | | | | |
| 汚水処理人口普及率 | 99.0% | 99.1% | 99.8% | | | | | | | | | | |
| （うち下水道処理人口普及率 | 91.6% | 92.1% | 94.7% | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|-------|---------------|-----|-------------|------|---------------|------|---|------|--------------------------------------|----|----|-----|---------|--|-------|-------|-------|-----|
| <p>(2) 補助治山事業</p> <p>予 算 額 2,861,592,000 円</p> <p>決 算 額 1,854,200,112 円</p> <p>(翌年度繰越額 975,491,000 円)</p> | <p>②次年度以降の対応 汚水処理人口普及率の向上および雨天時浸入水問題の解消に向けて、引き続き助成を行うことにより、汚水処理施設整備の促進および雨天時浸入水の発生源対策の促進を図る。</p> <p>(2) 下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金</p> <p>①令和4年度における対応 単独公共下水道の終末処理場を有している市に対して、琵琶湖の富栄養化の防止が図れるよう、高度処理施設における維持管理費の助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 琵琶湖の富栄養化の防止に向けて、引き続き助成を行うことにより、継続して窒素やリンを除去する高度処理を実施し、水質保全に努める。</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">復旧治山</td> <td style="width: 50%;">19カ所</td> </tr> <tr> <td>山地治山（復旧治山を除く）</td> <td>7カ所</td> </tr> <tr> <td>水源地域等保安林整備等</td> <td>11カ所</td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業</td> <td>13カ所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td>50カ所</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>災害復旧や保安林機能を高める事業により、保安林内で119haの機能向上区域を確保した。また、山地災害危険箇所 の1,274カ所を整備済みとした。（前年度末 1,270カ所確定→ 1,274カ所確定）</p> <p>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 10%;">目標値</td> <td style="width: 30%;">達成率（令3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>74.3%</td> <td>74.4%</td> <td>80.0%</td> <td>93%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>近年の集中豪雨災害等による被災箇所の復旧や施設の老朽化に伴い長寿命化対策が必要であり、また、土砂流出や流木による災害発生の恐れが高い溪流において治山事業を緊急的に進める必要がある。</p> | 復旧治山 | 19カ所 | 山地治山（復旧治山を除く） | 7カ所 | 水源地域等保安林整備等 | 11カ所 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 13カ所 | 計 | 50カ所 | 山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率 | 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | | 74.3% | 74.4% | 80.0% | 93% |
| 復旧治山 | 19カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山地治山（復旧治山を除く） | 7カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水源地域等保安林整備等 | 11カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農山漁村地域整備交付金事業 | 13カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 50カ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率 | 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 74.3% | 74.4% | 80.0% | 93% | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|--------|----|-----|-----------------|-------|-------|------|-------------------|--------|--------|--------|
| <p>2 災害に強い地域づくり</p> <p>(1) 災害廃棄物処理体制強化事業</p> <p>予 算 額 3,708,000 円</p> <p>決 算 額 3,659,000 円</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 近年の局所的な集中豪雨に起因する土砂災害および流木災害が多発し、県民の生命や財産が脅かされていることから、荒廃地や荒廃危険地などの対策を優先しつつ、施設の長寿命化や流木対策等の治山事業を計画的に実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 国庫補助金の確保に努め、災害復旧および施設の長寿命化や流木対策に重点を置いた治山事業の実施を進める。 (森林保全課)</p> <p>1 事業実績 「滋賀県災害廃棄物処理計画」の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る各主体の対応能力および連携体制の向上等を目的として、災害廃棄物処理対応に係る研修会や図上訓練を実施した。 図上訓練参加人数：市町、関係団体等から42名</p> <p>2 施策成果 市町の担当職員を対象とした研修会の開催や図上訓練への参加を促した結果、3市町において災害廃棄物処理計画の策定につながった。</p> <table border="1" data-bbox="651 986 1682 1091"> <thead> <tr> <th>令和7年度（2025年度）の目標とする指標</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町災害廃棄物処理計画の策定率</td> <td>73.7%</td> <td>89.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>（市町災害廃棄物処理計画の策定数）</td> <td>（14市町）</td> <td>（17市町）</td> <td>（19市町）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 「滋賀県災害廃棄物処理計画」をもとに、市町への災害廃棄物処理計画の策定支援や訓練の継続的な実施等により、災害廃棄物対策を強化し、発災時の実効性確保を進めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 計画未策定の市町に対して個別指導を行う。また、災害廃棄物仮置場の確保に向け、市町職員を対象とした勉強会</p> | 令和7年度（2025年度）の目標とする指標 | 令2 | 令3 | 目標値 | 市町災害廃棄物処理計画の策定率 | 73.7% | 89.5% | 100% | （市町災害廃棄物処理計画の策定数） | （14市町） | （17市町） | （19市町） |
| 令和7年度（2025年度）の目標とする指標 | 令2 | 令3 | 目標値 | | | | | | | | | | |
| 市町災害廃棄物処理計画の策定率 | 73.7% | 89.5% | 100% | | | | | | | | | | |
| （市町災害廃棄物処理計画の策定数） | （14市町） | （17市町） | （19市町） | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>3 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>予 算 額 34,130,000 円</p> <p>決 算 額 32,591,008 円</p> | <p>の開催や、仮置場候補地を使用した実地訓練の実施等により、市町・県・関係団体等各関係者の連携強化や発災時の対応力向上を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>計画未策定の市町に対して個別指導を継続して行う。また、研修会やセミナー、訓練についても適宜内容を見直しながら継続実施するとともに、市町・県・関係団体等各関係者との具体的な連携方法について意見交換を行う等、災害廃棄物処理体制の強化や廃棄物処理の実効性を高めるための取組を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 12,943,569 円 令和元年度に2地域、令和2年度に3地域を選定した「やまの健康」を実践するモデル地域に対し、地域資源を活用した農山村活性化に向けた活動について部局間での連携を図りながら支援した。また、モデル地域活動者の成果報告・交流会を開催した。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 8,867,439 円 「やまの健康」紹介動画や啓発資材を作成するとともに、民間事業者が実施する「やまの健康」の普及啓発に資する新商品開発等の事業を支援したほか、東近江市における木地師文化の発信事業に対して支援した。 県産材を活用した木製のスポーツ「レイクッド」（令和2年度開発）の普及を目的とした、スポーツチーム選手出演の動画を作成した。 観光や健康づくり等に森林空間を活かす「森林サービス産業」創出に向け、県内の森林資源調査および近隣都市圏の企業ニーズ調査を実施した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 10,780,000 円 長浜市北部地域をモデルに、交流体験イベントなどによる山村情報の発信や、カエデ樹液シロップなどの山村資源発掘、山村地域における就労支援などの森林山村振興対策に取り組んだ。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 5つの「やまの健康」モデル地域において、新商品やサービス開発等に取り組み、都市と農山村間の人や経済の循</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | |
|-------|--|----|-----|---------|-----|---------|--|----|----|----|------|
| | <p>環が促進された。また、全地域の関係者による成果報告および意見交換により地域間の交流が図られ、マーケティングや六次産業化の有識者からの助言により各地域における取組の方向性について検証することができた。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 「やまの健康」紹介動画を3本作成し、YouTubeにて累計約12,000回再生された。 民間事業者8者により、「やまの健康」「FATHER FOREST Life」「やまのおっ山」の新商品開発や啓発活動が実施された。このことにより「やまの健康」の概念の普及や「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」の実践を促進することができた。 「レイクッド」のプロモーション動画等を3本作成し、YouTube等で累計約9,000回再生された。 県内における森林資源やサービスの提供状況を把握するとともに近隣府県の企業ニーズを把握することにより次年度以降の森林サービス産業創出の取組に向けた基本情報を整理した。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 都市部への山村地域の魅力発信や、新たな山村資源の発掘を行い、就労や移住につなげることで、山村振興対策を行うことができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「やまの健康」に取り組むモデル地域数 （累計）</p> <table border="1" data-bbox="1209 837 1780 917"> <thead> <tr> <th></th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業 モデル地域におけるこれまでの取組成果を活かし、農山村の魅力の認知度向上や交流・関係人口創出につなげる取組が必要である。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業 都市からやまへの人・経済の流れを促進するため、県内の森林空間やサービス等の資源を活かした森林サービス産業創出に向けた取組が必要である。 また、令和元年度策定の「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」を基本としながら、これまでの農山村魅力向上に向けた取組に続く次のステップとして、都市部へ農山村の魅力や地域資源などの価値を提供する方策の検討が必要である。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業 継続的な情報発信や、発掘した山村資源の活用、山村地域における様々な就労支援の方法など、具体的な方策が必</p> | | 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | | 5件 | 5件 | 5件 | 100% |
| | 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | | | | | | | |
| | 5件 | 5件 | 5件 | 100% | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 「やまの健康」推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 モデル地域の魅力やこれまでの取組成果を整理して、都市部に発信する事業を実施する。また、部局横断で組織する「やまの健康」プロジェクトチームで連携を図り、各課の所管分野においてモデル地域の魅力や資源を活かした事業実施に向け取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 モデル地域の活動成果の横展開に向けた方策を検討する。</p> <p>(2) 「やまの健康」実践事業</p> <p>①令和4年度における対応 モデル地域の活動をはじめ、農山村での活動や魅力を関係部局の事業やSNS等を通じて発信し、「やまの健康」への県民参加を目指す。また、「FATHER FOREST Life 県民アクションガイド」実践の一環として、引き続き「レイクッド」を普及するとともに、「森林サービス産業」創出に向け、テストツアーの実施を通じた商品開発や人材育成に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き「やまの健康」への県民参加を目指して普及啓発を行うほか、「森林サービス産業」創出に向け、市町や地域の関係事業者と連携しながら取り組む。</p> <p>(3) 「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続き、山村地域の魅力を県内外の都市部に伝えるための情報発信や就労支援などを積極的に行うとともに、支援組織である「ながはま森林マッチングセンター」などの組織体制の強化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 担い手確保を含む組織体制の強化や、山村と都市の課題解決に向けた新たな仕組を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|--|---|-----|---------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
| <p>(2) 「やまの健康」森の恵み活用促進事業</p> <p>予 算 額 6,698,000 円</p> <p>決 算 額 6,608,050 円</p> | <p>1 事業実績 県内外の事例調査により、森林山村資源の総合的な活用が地域の生業の創出につながっている事例や文献資料等を参考に作成した森林山村資源を活用した取組の事業化を目指すための手引を活用し、「やまの健康」モデル地域において、専門家による指導や助言等の支援を行った。また、「やまの健康」モデル地域をはじめとする団体に対し、森林山村資源を活用して持続的なビジネスを創出しようとする取組を対象に補助した。</p> <p>2 施策成果 「やまの健康」モデル地域等において、「やまの健康」に取り組む団体や地域住民に県内外の先進事例を紹介する等、事業化に向けた手順を提示することにより、取組の初期段階で必要となる支援を実施することができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「やまの健康」を目指してモデル地域等 が取り組むプロジェクト数（累計）</p> <table border="1" data-bbox="1209 699 1780 774"> <thead> <tr> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値</th> <th>達成率（令3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10件</td> <td>12件</td> <td>14件</td> <td>86%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題 「やまの健康」に取り組む団体による取組の事業化に向け、森林山村資源の活用をはじめ、今後の取組を地域で進めていく人材を掘り起こして育てるとともに、取組の輪を広げるネットワークづくりが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 取組団体等が事業化に向けた手法等について学習を深めていくために、手引等を活用し、必要に応じて職員や専門家などから指導する機会を設ける。 ②次年度以降の対応 取組団体の活動が軌道に乗るまでの一定期間、団体への指導や助言等の支援を継続する必要がある。 (森林政策課)</p> | 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | 10件 | 12件 | 14件 | 86% |
| 令2 | 令3 | 目標値 | 達成率（令3） | | | | | | |
| 10件 | 12件 | 14件 | 86% | | | | | | |

| IV 環 境 | | 未来につなげる 豊かな自然の恵み | |
|--------------------|--|------------------|--------------|
| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | |
| 1 琵琶湖の保全再生と活用 | | | |
| (1) 「びわ湖の日」活動推進事業 | 1 事業実績 | | |
| 予 算 額 14,411,000 円 | 令和3年度は「びわ湖の日」40周年であったことから、これまでの取組を振り返るとともに、現在を見つめなおし、これからの考えて行動するきっかけづくりを推進した。 | | |
| 決 算 額 14,342,614 円 | (1) 環境保全パンフレットの作成（県内全小中学生に配布） | | |
| | (2) ワークショップ・ブース出展（県内6カ所の商業施設等） | | |
| | (3) 記念シンポジウムの開催（令和3年7月11日琵琶湖博物館 YouTube配信を実施） | | |
| | (4) メディアによる啓発（環境保全啓発CM放映、Instagram広告、40周年記念映像制作）等 | | |
| | 2 施策成果 | | |
| | 「びわ湖の日」40周年に関する施策を展開したことにより、自然の多様な価値やそれらを守る取組の重要性やつながりを考える機運を高めることができた。 | | |
| | 令和4年度（2022年度）の目標とする指標 | | |
| | 環境保全行動実施率 | 令2 80.8% | 令3 76.8% |
| | | | 目標値 80%以上 |
| | 3 今後の課題 | | |
| | 新型コロナウイルス感染症に配慮しながら、「びわ湖の日」をきっかけにより多くの人に琵琶湖や環境に関心を持ってもらう必要がある。また「びわ湖の日」の認知度や環境保全行動実施率が低い10代から30代までの若年層に向けた発信や、京阪神エリア等への琵琶湖の価値や「びわ湖の日」の発信を強化し、琵琶湖・淀川流域全体で琵琶湖を守る機運を高める必要がある。 | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(2) 早崎内湖再生事業</p> <p>予 算 額 13,240,000 円</p> <p>決 算 額 7,337,948 円</p> <p>(翌年度繰越額 5,900,000 円)</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 「びわ湖の日」環境啓発イベントを実施するとともに、「マザーレイクゴールズ（MLGs）」と連携してSNS等による情報発信を行うことにより、琵琶湖の多様な価値や様々な関わり方を発信していく。これらの取組を通じて、県民はもとより、県外の方の行動変容を促し、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの更なる好循環を生み出すことを目指す。</p> <p>②次年度以降の対応 「びわ湖の日」PR動画を活用しつつ、環境保全の視点からだけでなく、食や農、観光や暮らしなど様々な視点から人と自然との関わりを創出できるよう、関係部局との連携を十分に図りながら、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等へ誘うための情報を発信し、琵琶湖に関わるという視点からの取組の裾野を広げていく。 (環境政策課)</p> <p>1 事業実績 早崎内湖試験湛水地の適切な水管理と周辺の保全管理等を実施した。 7,337,948 円</p> <p>2 施策成果 概ね工事が完了した北区において生物環境調査を実施し、内湖再生に向けて順応的管理のための資料を得ることができた。</p> <p>3 今後の課題 事業の完了までには長期を要することから、地元の協力を得ながら、計画的・順応的・段階的の施工を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進めるとともに、地元の協力を得ながら早崎内湖再生保全協議会による自然観察会を開催することで、地元の早崎内湖再生に対する意識を深める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、内湖再生に向け、事業の計画的・順応的・段階的の施工を進める。 (琵琶湖保全再生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(3) マザーレイクゴールズ推進事業</p> <p>予 算 額 6,490,000 円</p> <p>決 算 額 6,349,686 円</p> | <p>1 事業実績 令和3年7月に「マザーレイクゴールズ（MLG s）」を策定し、MLG sの推進に係る事業を実施した。ロゴマークの作成と様々な主体による活用、個人・事業者向けのMLG s賛同者募集（1,171 者）、公式ウェブサイトMLG s WEBやSNSによる情報発信を実施した。情報発信には学生をライターとして育成・取材の実施を行い、記事を発信してもらうとともに、ライターとなった学生への啓発も同時に行った。また、MLG sワークショップをNPOなど地域の実践者等とともに実施した（全34回、のべ参加者数1,314 人）。</p> <p>2 施策成果 MLG sの策定はもちろん、策定直後からロゴマークとともに展開したことで、MLG sの認知度の向上、イメージの形成と定着について効果的に進めることができたため、MLG s賛同者やMLG sワークショップの増加につながったと考える。またMLG s賛同者の取組を公式ウェブサイトMLG s WEBに掲載し、MLG sワークショップの様子をSNSで発信することで、MLG sの参画者数増加を生み、MLG s推進の相乗効果が得られている。</p> <p>3 今後の課題 MLG sの各ゴールについて進捗状況を議論し評価することで、新たな活動につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度の対応 13の目標の達成度合いを科学的に検証し、今後必要となる対策や取組等を専門的見地から提言することを目的とする「学術フォーラム」を開催するとともに、その結果および多様な主体の活動の経験を持ち寄り、MLG s達成の進捗状況を議論し評価する「MLG s みんなのBIWAKO会議／COP1」を開催する。 ②次年度以降の対応 「MLG s みんなのBIWAKO会議／COP1」および「学術フォーラム」を引き続き開催するとともに、MLG sを継続的に情報発信することにより、賛同者等の更なる輪を広げていく。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(4) 琵琶湖保全再生計画推進事業</p> <p>予 算 額 611,000 円</p> <p>決 算 額 315,012 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」により、国民的資産に位置付けられた琵琶湖の保全再生のための施策を国や下流府県市と連携して推進するため、令和3年9月に第5回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会を開催した。また、令和3年3月に滋賀県が策定した琵琶湖保全再生計画（第2期）を推進していくため、関係府県市担当者会議および県・市町琵琶湖保全再生計画推進会議を開催し、近年の琵琶湖の状況や課題について情報共有を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>第5回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会をWEB開催し、琵琶湖の保全再生に係る関係省庁や関係府県市の部局長等と近年の琵琶湖の状況や琵琶湖が抱える諸課題を共有したほか、琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づき、関係機関と協力して各種施策を推進していくことを確認した。また、MLGsについて情報発信を行い、国や下流府県市の方々へ周知することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策を推進するとともに、気候変動の影響と考えられる全層循環の未完了等の新たな課題への対応に向けて、関係省庁や関係府県市と琵琶湖の現状や課題を共有し、連携を更に深めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB開催となった琵琶湖保全再生推進協議会幹事会について、令和4年度は現地にて開催できるように調整を図るとともに、琵琶湖保全再生計画（第2期）に係る施策の推進を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>琵琶湖保全再生計画（第2期）に基づく施策の推進を一層進めるため、琵琶湖保全再生推進協議会幹事会等の開催により、引き続き関係省庁や関係府県市との間で琵琶湖の現状や課題について共有し、連携を深めていく。</p> <p>また、MLGsの推進体制の構築を進め、多様な主体による琵琶湖の保全再生への参画を後押ししていく。</p> <p style="text-align: right;">（琵琶湖保全再生課）</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(5) ヨシ群落保全事業</p> <p>予 算 額 12,543,000 円</p> <p>決 算 額 5,538,500 円</p> <p>(翌年度繰越額 7,000,000 円)</p> | <p>1 事業実績</p> <p>ヨシ群落育成事業委託 ヨシ帯維持管理 0.72ha、ボランティア支援 8 団体 3,600,000円</p> <p>ヨシ群落保全審議会等開催 188,500円</p> <p>ヨシ群落維持再生事業委託 ヤナギ伐採 55本 1,750,000円</p> <p>2 施策成果</p> <p>「ヨシ群落保全基本計画」に基づくヨシ群落造成事業を長浜地区で実施している。さらに、同計画に基づくヨシ群落育成と維持管理事業を東近江市等5市5地区で実施し、琵琶湖の環境保全のために多様な機能を果たすヨシ群落の保全を図るとともに、ボランティア団体（のべ8団体）が実施するヨシ植栽、ヨシ刈り等を支援することで、県民によるヨシ群落保全の取組を推進した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>ヨシの自ら伸びる力を生かした自然再生手法による取組であり、ヨシ帯の再生に時間を要するため、モニタリング調査等で変化を確認しながら、長期的な視点で対策を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>長浜地区においてヨシ生育環境の造成を引き続き行うとともに、ボランティア支援等による維持管理を行い、良好なヨシ群落の育成に取り組む。令和3年度に改定した「ヨシ群落保全基本計画」に基づく取組の方向性を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>改定後の「ヨシ群落保全基本計画」におけるヨシ群落の保全意義や管理方針等に基づき、適切な保全策を講じる。 (琵琶湖保全再生課)</p> |
| <p>(6) 水草刈取事業</p> <p>予 算 額 239,938,000 円</p> <p>決 算 額 237,652,220 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 水草刈取事業 105,697,874円</p> <p>夏季の水草大量繁茂による航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への悪影響を軽減するため、水草刈取船による表層刈取りを実施した。(刈取実績 2,062 t)</p> <p>(2) 水草除去事業 114,115,100円</p> <p>水草の大量繁茂による湖流の停滞、湖底の泥化の進行、溶存酸素濃度の低下など自然環境や生態系への悪影響を改善するため、南湖で水草の根こそぎ除去を実施した。(除去実績 700ha)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--------|--------|--------------|--------|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|--------|
| | <p>(3) 水草資源循環促進事業 487,300円 水草堆肥の有効利用を推進するため、県民を対象とした普及啓発を実施した。</p> <p>(4) 水草等対策技術開発支援事業 6,997,280円 企業や大学等から水草等の有効利用等について新たな技術等の提案を募集し、開発や研究の支援を行うことで、水草等対策の高度化を図った。(補助金交付事業者 5団体)</p> <p>(5) 体験施設等の水草除去支援事業 1,979,000円 琵琶湖の沖合から大量に漂流、繁茂する水草による航行障害や悪臭等を防止することで、琵琶湖の魅力を発信し、そのブランド力の向上を図るとともに、県だけではなく多様な主体による水草除去を推進するため、多数の集客が見込まれる体験施設等の集客施設が実施する琵琶湖での水草除去に対して支援を行った。(補助金交付事業者 15施設)</p> <p>2 施策成果</p> <p>沿岸部の水草繁茂状況調査結果ならびに住民、湖上関係者および市町からの水草刈取要望等を踏まえ、水草の表層刈取りを実施した結果、生活環境への悪影響や船舶の航行障害等の軽減に貢献した。</p> <p>また、水草の大量繁茂により停滞している湖流を回復するため、南湖において水草の根こそぎ除去を実施したところ、湖底の低酸素状態の改善を図ることができ、これによって、南湖の広い範囲でホンモロコの産卵が確認された。</p> <p>刈り取った水草については、堆肥化し、有効利用を進めている。</p> <p>これまでに水草等対策技術開発支援事業に取り組む企業が関連して、水草堆肥や水草を色原料に用いたガラス工芸品、ブラックバスの革製品が商品化されるなど一定の成果を上げており、今後も事業を継続する予定である。</p> <p>さらに、体験施設等の水草除去支援事業に係る事業者へのアンケート調査では、「景観が良くなった」等の回答があり、琵琶湖の魅力向上を図ることができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">令元</th> <th style="width: 10%;">令2</th> <th style="width: 10%;">令3</th> <th style="width: 20%;">目標値(令元～令4累計)</th> <th style="width: 10%;">達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水草刈取面積</td> <td>2,084t</td> <td>1,940t</td> <td>2,062t</td> <td>8,120t</td> <td>74.95%</td> </tr> <tr> <td>水草除去面積</td> <td>530ha</td> <td>530ha</td> <td>700ha</td> <td>2,030ha</td> <td>86.70%</td> </tr> </tbody> </table> | | 令元 | 令2 | 令3 | 目標値(令元～令4累計) | 達成率 | 水草刈取面積 | 2,084t | 1,940t | 2,062t | 8,120t | 74.95% | 水草除去面積 | 530ha | 530ha | 700ha | 2,030ha | 86.70% |
| | 令元 | 令2 | 令3 | 目標値(令元～令4累計) | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | |
| 水草刈取面積 | 2,084t | 1,940t | 2,062t | 8,120t | 74.95% | | | | | | | | | | | | | | |
| 水草除去面積 | 530ha | 530ha | 700ha | 2,030ha | 86.70% | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(7) 琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進</p> <p>予 算 額 16,480,000 円</p> <p>決 算 額 14,859,349 円</p> | <p>3 今後の課題</p> <p>依然として水草の繁茂による生活環境や生態系への悪影響が発生しており、研究機関等とも情報を共有しながら、更に効果的・効率的に水草刈取・除去を実施する必要がある。</p> <p>また、水草堆肥の高品質化や水草利用のビジネス化を図り、より一層の有効利用を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>水草刈取除去を着実に実施し生活環境や生態系への悪影響の軽減を図る。また、関係機関との会議を継続して開催し、より一層の連携を図る。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>関係機関との連携を強化するとともに、水草等対策技術開発支援事業で得られた技術等を生かし、より効果的・効率的な有効利用等を図る。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制</p> <p>ア 航行規制水域の指定</p> <p>住宅等への騒音防止や水鳥の生息環境を保全する水域に加え、プレジャーボートの曳き波から水産動物の増殖・養殖場などへの被害を防止する水域や水上オートバイの迷惑行為から良好な利用環境を確保する水域を指定し、これらの水域内でのプレジャーボートの航行を規制している。</p> <p>イ 指導監視船の運航 36日(指導・警告 53件 停止命令 5件)</p> <p>ウ 琵琶湖レジャー利用監視員の配置 54人</p> <p>エ 航行規制水域取締員の配置 1人</p> <p>航行規制水域の監視・取締りや違反者への指導・警告等を行うため、県警OBの会計年度任用職員を配置し、県警等と連携した湖上監視・取締りを行った。</p> <p>オ 琵琶湖レジャー陸上監視指導員の配置 4人</p> <p>湖岸巡回により、船上から目の届かない湖岸での啓発や、監視船と連携した陸上監視を行った。</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底</p> <p>平成23年4月から従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、平成24年10月から4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す県が交付する適合証の表示を義務化している。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(3) 外来魚のリリース禁止</p> <p>ア 外来魚回収業務 回収ボックス 67基 回収量 5.9 t 回収いけす 25基 回収量 0.6 t</p> <p>イ びわこルールキッズ事業 夏休みを含む期間に、全国の小中学生を対象として「びわこルールキッズ」を募集し、外来魚のリリース禁止への協力を求めた。参加者数 265人（令和3年度は県内の小中学生に限定）釣り上げ報告数 7,426匹</p> <p>ウ 外来魚駆除釣り大会の開催 令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を見送った。</p> <p>エ 外来魚釣り上げ隊の募集 外来魚駆除釣り大会を自主開催する企業・団体等を募集し、外来魚のリリース禁止の輪を広げた。 釣り上げ隊による釣り大会 実施団体等 12団体 403人 外来魚駆除量23kg</p> <p>オ 外来魚釣り上げ名人事業 年間を通じて外来魚の釣り上げ駆除に協力する釣り人を募集し、釣り上げた重量によって段位を認定した。 参加人数 個人34人 14団体（114人） 計 148人、駆除量 1.3t、段位認定者 個人6人 1団体</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) プレジャーボートの航行規制 プレジャーボートの騒音や危険行為に関する苦情件数は平成15年の条例施行時と比べて減少しており、航行規制は一定の成果を上げている。（苦情件数 平15 117件 → 令3 19件）</p> <p>(2) 従来型2サイクルエンジンの使用禁止、適合証表示制度の徹底 夏季に湖上および陸上からの取締りを実施したところ、従来型2サイクルエンジン艇の航行は見られず、また、ほぼ全てのプレジャーボートに適合証が貼付されていた。</p> <p>(3) 外来魚のリリース禁止 外来魚リリース禁止の取組の輪を更に広げるため、日本釣振興会滋賀県支部の協力のもと、同支部加盟の釣具店にリリース禁止を呼び掛けるポスターの掲示を行った。</p> <p>3 今後の課題 悪質な違反行為を行う者に対しては、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視の実施など、違反行為の更なる減少に向けて対応していくことが必要である。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(8) 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業</p> <p>予 算 額 16,564,000 円</p> <p>決 算 額 16,553,290 円</p> | <p>また、依然として外来魚のリリース禁止に理解を示さないバス釣り客が見られることから、引き続き粘り強く啓発を行うとともに、種々の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を一層広げていくことが必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>航行規制水域での違反行為については、警察等の関係機関と連携し、文書による停止命令をはじめとした効果的な監視・取締りを実施する。また、外来魚のリリース禁止については、引き続き、県内外のバス釣り客が多数訪れる県内の釣り具店に対し、普及啓発のためのチラシの配置やポスターの貼付について働きかけを行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>継続して、プレジャーボートの航行が盛んな夏季を中心に、警察をはじめとする関係機関と連携した、監視・取締り活動を実施することにより、騒音を減少させる等、周辺における生活環境の保全および琵琶湖の良好な利用環境の確保に努める。また、バス釣り客に対しては、外来魚のリリース禁止に対する理解が得られるよう、様々な機会を通じて引き続き粘り強く働きかける。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>金居原地区で新たに67本のトチノキ等の巨樹・巨木について、県、市、保全団体および森林所有者との間で協定を締結するとともに、看板設置等の周辺環境整備や保全活動に対する支援を行った。</p> <p>また、トチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全に向けた学術調査を実施するとともに、トチノキ等の地域資源を活用したエコツアーを企画し、試行的に実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>豊かな自然環境の象徴であるとともに、地域に根づいてきた暮らしと文化が守り育てた巨樹・巨木林の持続的な保全と活用を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>長浜市木之本町において多数の巨樹・巨木が確認されており、早期の協定締結による保全が必要である。</p> <p>今後も巨樹・巨木の保全活動に対する支援を進めるとともに、協定期間終了後においても巨樹・巨木が保全・活用される仕組みづくりが必要である。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | |
|--|--|----------------------|----|-------------|-----------------|------------------------|--------------|
| <p>2 生物多様性の確保、森林の多面的機能の発揮</p> <p>(1) 森林境界明確化支援事業</p> <p>予 算 額 39,556,000 円</p> <p>決 算 額 39,422,900 円</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 長浜市木之本町において、新規の巨樹・巨木保全に係る協定締結に向け、関係者の合意形成に向けた働きかけを行うとともに、保全活動に対する支援を行う。 また、引き続きトチノキ巨木林等の豊かな森林生態系の保全を考慮しながら、巨樹・巨木の活用を図るため、エコツアーを試行的に実施し、地域の方によるエコツアーの実施に向けた体制づくりを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 巨樹・巨木の保全活動に対する支援を継続するとともに、自然環境保全地域の指定による保全やエコツアーの実施による活用を進める。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</td> <td style="width: 20%;">一式</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">6,377,800 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 森林境界明確化支援事業</td> <td>境界明確化参考図（合成公図）13,649ha</td> <td style="text-align: right;">33,045,100 円</td> </tr> </table> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 森林情報アドバイザーを1名配置し、県内全ての市町と森林組合を構成員とする滋賀県森林整備協議会の運営および市町に対して森林境界明確化等についての助言を行うことにより、当協議会の円滑な運営と森林境界明確化等の取組が進んだ。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業 境界明確化参考図（合成公図）を作成し、市町に提供することにより、市町が主体となって取り組む森林境界明確化の基礎資料となる、森林境界情報の整理が進んだ。</p> <p>3 今後の課題 不在村地主の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により、森林所有者の確定や境界明確化がますます困難になってきており、森林経営管理法による放置林対策の一環である境界明確化と所有者の意向調査を積極的に実施していく必要がある。</p> | (1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 | 一式 | 6,377,800 円 | (2) 森林境界明確化支援事業 | 境界明確化参考図（合成公図）13,649ha | 33,045,100 円 |
| (1) 森林情報アドバイザー制度推進事業 | 一式 | 6,377,800 円 | | | | | |
| (2) 森林境界明確化支援事業 | 境界明確化参考図（合成公図）13,649ha | 33,045,100 円 | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(2) 水源林保全対策事業</p> <p>予 算 額 13,577,000 円</p> <p>決 算 額 13,391,130 円</p> | <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 森林情報アドバイザー制度推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 滋賀県森林整備協議会において、森林経営管理法の推進や境界明確化の実施などについて、より具体的な支援を行っていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、滋賀県森林整備協議会において技術情報や問題意識を共有するとともに、森林情報アドバイザーと連携して市町の課題を解決するよう支援していく。</p> <p>(2) 森林境界明確化支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 市町支援として、引き続き森林情報（境界明確化参考図（合成公図））等の提供を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町が放置林対策を円滑に推進できるように支援するため、境界明確化参考図（合成公図）の提供に加え、航空レーザ計測の解析結果などその他の有効な森林情報の活用方法についての助言等を行う。 (森林政策課)</p> <p>1 事業実績 巡視日数のべ692日</p> <p>2 施策成果 水源林保全巡視員を各森林整備事務所に配置し、林地開発地の監視・パトロールや森林の調査を行ったことで、違法開発や森林の荒廃状況を早期に発見し、適切な対応につなげることができた。</p> <p>3 今後の課題 水源林保全巡視員が行う森林調査は、林道沿い等の接近可能な区域に限られるため、巡視する区域が広がるよう安全で効率的な調査方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 全国的に問題となっている盛土箇所について、水源林保全巡視員と協力して全県的に巡視を実施する。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(3) 全国植樹祭開催準備事業</p> <p>予 算 額 222,039,000 円</p> <p>決 算 額 221,505,462 円</p> | <p>②次年度以降の対応 引き続き盛土箇所への巡視を行うため、水源林保全巡視員の協力を求めていく。 (森林保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 全国植樹祭滋賀県実行委員会負担金 219,785,000 円 滋賀県での第72回全国植樹祭の開催に向け、平成30年度に設立した実行委員会において、県からの負担金等を財源に開催準備を行った。</p> <p>ア 実行委員会の運営 幹事会および総会を各2回開催した。</p> <p>イ 第72回全国植樹祭実施計画の検討 令和2年度および令和3年度の2カ年にわたって作成し、公益社団法人国土緑化推進機構による承認を経て、策定した。</p> <p>ウ 会場整備 式典会場の造成・整備等や各招待者記念植樹会場の造成・整備等を実施した。</p> <p>エ 宿泊・輸送および招待者計画の作成等 宿泊計画の作成、輸送ルートおよび手段にかかる計画の作成、招待者リストの作成を実施した。</p> <p>オ 苗木のホームステイ・スクールステイの実施 苗木のホームステイ：6,726本（218件）、苗木のスクールステイ：4,562本（228校）</p> <p>カ 全国植樹祭木製地球儀キャラバンの推進 県内各市町において機運高揚のための全国植樹祭のシンボルである木製地球儀の巡回および木製地球儀キャラバンを開催した。</p> <p>キ 1年前記念イベント「緑のしずく祭」等カウントダウンイベントの実施 1年前記念イベント「緑のしずく祭」を皮切りに、年間を通じて機運醸成のためのカウントダウンイベントを実施した。</p> <p>ク PR会場の設置 琵琶湖・淀川流域との連携として、京都府、大阪府でPR会場を設置し、全国植樹祭や滋賀県に関する情報を発信した。</p> <p>(2) 県事務費（旅費、需用費、使用料） 1,720,462 円</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(4) 造林公社の運営</p> <p>予 算 額 2,936,699,000 円</p> <p>決 算 額 2,936,698,567 円</p> | <p>2 施策成果 滋賀県での全国植樹祭の開催に向けて準備を進めるとともに、インターネットや広報誌、テレビ等で大会の情報発信を行った。また、苗木のホームステイ・スクールステイや全国植樹祭木製地球儀キャラバン等に加え、1年前記念イベント「緑のしずく祭」をはじめとした各種カウントダウンイベントの実施や、京都・大阪に設置するPR会場を通じて、県民はもとより琵琶湖・淀川流域府県の関係者も巻き込んで、広く大会に向けた機運を醸成させる取組を行った。</p> <p>3 今後の課題 全国植樹祭の開催を契機として高まった森林づくりへの関心を今後も絶やすことなく、世代を超えて持続的につないでいく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 主伐・再造林をより一層進め、林業のサイクルを取り戻すとともに、公共・民間を問わず建築物に県産木材が利用されるよう取組を進める。また、やまの魅力や産物などの価値を見直し、魅力を高め、都市の人々に積極的に情報発信して、やまに関わる「関係人口」を増やしていく。 滋賀の将来の担う子どもたちがより一層、森林や木に関われるように、やまのこをはじめとする森林環境学習の取組を強化するため緑の少年団の活動を活発化させる。 人材育成が重要であるため、「滋賀もりづくりアカデミー」や木造建築セミナーにおいて、木を伐る人、木を加工する人、木を使う人を育てていく。また、キッズスペースなどの木育空間の整備や木育指導者の育成などの木育の取組を拡充させていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き上記取組を進め、川上、川中、川下の連携をさらに強化し、より一層、林業・木材産業の振興を図る。 (全国植樹祭推進室)</p> <p>1 事業実績 一般社団法人滋賀県造林公社の管理運営および森林整備に要する経費について出資により支援を行うとともに、本県が同公社から免責的に引き受けた株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）に対する債務について償還金を支出した。</p> <p>公社に対する出資金 205,963,000円 公庫に対する償還金 2,730,735,567円</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| | <p>2 施策成果 出資金で公社を支援したことにより、公社林において適切な森林管理が行われ、水源涵養をはじめとした公益的機能を引き続き発揮させることができた。また、分収造林事業による木材の生産および販売、分収割合の変更では、「第3期中期経営改善計画」における目標を上回る成果があった。</p> <p>3 今後の課題 「第3期中期経営改善計画」の目標が着実に達成されるよう、引き続き公社に対し指導、助言および支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 これまでの成果と課題を踏まえるとともに、森林林業を取り巻く社会・経済情勢を的確に把握し、公社に対して必要な指導または助言を行う。 ②次年度以降の対応 「第3期中期経営改善計画」によって公社の健全な経営が確保されるとともに、公社林の公益的機能が持続的に発揮されるように、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」に基づき、公社に対して必要な指導または助言を行う。</p> <p style="text-align: right;">(森林政策課)</p> |
| <p>(5) 自然公園等管理</p> <p>予 算 額 214,586,000 円</p> <p>決 算 額 95,329,012 円</p> <p>(翌年度繰越額 118,979,000 円)</p> | <p>1 事業実績 自然公園施設の修繕 11カ所 自然公園施設の管理委託 41カ所 伊吹山自然再生協議会の開催（総会 2回、入山協力金部会 3回）</p> <p>2 施策成果 (1) 自然公園等管理事業（自然公園区域図電子化事業を除く） 老朽化した施設の解体等を計画的に実施した。また、自然公園園地で松枯れの急速な進行が判明したため、市と協力の上迅速に伐採処分を行った。 (2) 【感】自然公園等管理事業（自然公園区域図電子化等事業） 自然公園区域の縦覧図面を電子化し、ホームページでの縦覧準備作業および県庁自然環境保全課・各環境事務所に</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>備え置いている縦覧図面の更新作業を行った。</p> <p>(3) 【感】自然公園施設等整備事業 公衆便所の利用者増加に対応し、感染拡大防止対策を適切に行うため、自然公園施設のトイレの送排水機能向上および便器の洋式化等の設備改修を実施した。</p> <p>3 今後の課題 自然公園施設については、老朽化が進行しているものが多く、緊急性、危険性の高いものから計画的に再整備、改修等を図る必要がある。加えて、自然公園園地の維持管理は、県から市町へ、市町から地元自治会等へ委託を行っているが、高齢化の進行や担い手の不足により、将来的に現在の枠組みで維持管理を継続することは困難となるおそれがある。 また、これらの施設を含め、自然公園の利活用の促進を一層進める必要がある。 自然公園法等許認可については、過去の許認可情報や管理地等の情報を確認するために多くの日時を要している状況である。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 自然公園施設については、国の交付金制度をさらに活用しながら、市町や地元区等の意見・要望を踏まえ、緊急性・重要性等も考慮し、優先順位を付けて計画的、効果的な維持管理に努める。 また、自然公園園地1カ所において地元関係者、活動団体、民間事業者等の多様な主体が参画する意見交換会等を開催し、利活用の促進に向けて、同園地の将来のあるべき姿や再整備の方針、地域主体等による維持管理の可能性等について検討する。 自然公園許可等台帳等の情報をGISデータ化、地図等に紐付管理し、携帯端末等から情報確認できるようにするとともに、現地調査で取得した情報等を地図に紐付けて管理し、自然公園、土地情報の確認、施設管理に係る業務の効率化、見える化を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 自然公園施設の維持管理については、引き続き地元市町等と連携を密にしながら、老朽化した施設の修繕・撤去等を計画的かつ適正に行うとともに、利用者の利便性向上を図るための施設整備を計画的に実施する。 また、自然公園の魅力の向上および利活用の促進を図るため、自然公園内の観光資源調査等を行った上で、今後の目指すべき方向性や優先される取組等について令和6年度以降に計画として取りまとめる。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(6) 生物多様性しが戦略の展開事業</p> <p>予 算 額 297,000 円</p> <p>決 算 額 264,660 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県民を対象とした自然観察会や学習会等の普及啓発は実施できなかったが、生物多様性の保全団体等の活動を促進するため、専門家の紹介や技術的助言などの支援を行うとともに、事業者の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に関する活動を評価・認証する「しが生物多様性取組認証制度」を実施し、38者が認証を取得し、制度を開始した平成30年度から4年間の累計で101者となった。</p> <p>2 施策成果</p> <p>生物多様性の保全団体等に対して、生物多様性の重要性等について啓発や支援を行うことで、活動の推進を図ることができた。</p> <p>また、「しが生物多様性取組認証制度」について、事業者から生物多様性に関する取組についての相談を受けるなど、社会経済活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用の取組を支援し、生物多様性の視点の浸透を図ることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>「しが生物多様性取組認証制度」の運用に当たっては、審査結果のフィードバック等の対応を丁寧に行っていくことが望ましいが、制度の拡充に伴い丁寧な対応が困難になるため、認証制度から賛同制度への移行等を含め、今後のあり方を検討する必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、生物多様性に係る新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）の策定が遅れているが、国は令和4年度末に次期国家戦略を策定する予定であり、次期国家戦略を踏まえて、生物多様性しが戦略の改定に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>「しが生物多様性取組認証制度」を継続して実施し、生物多様性の取組を行っている事業者等を認証することを通して社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図る。また、次期国家戦略を踏まえて、生物多様性しが戦略の改定に向けた検討を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>令和5年度に生物多様性しが戦略を改定し、それを受けた対応を行う。</p> <p>また、「しが生物多様性取組認証制度」については、2期目の認証を終えた令和6年度から新たな制度として運用できるように必要な見直しを行う。</p> <p style="text-align: right;">（自然環境保全課）</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(7) 侵略的外来植物の防除</p> <p>予 算 額 272,077,000 円</p> <p>決 算 額 271,568,759 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 215,158,759円 外来生物法の特定期外生物に指定されたオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウを主な対象とし、南湖の湖岸と周辺水域および北湖中南部の周辺水域を巡回・監視し発見した群落を速やかに除去する対策事業と、琵琶湖および周辺水域全域を対象とした生育状況調査を主な内容とし、規模の比較的大きな分散リスクの高い群落を確認された場合には緊急駆除を実施した。加えて、駆除が困難であるが分散リスクが相対的に低い群落への対応として、石組み護岸等に生育する陸生群落を対象とした遮光シートを敷設し、内部にオオバナミズキンバイの大群落が生育するヨシ植栽地の周囲に流出防止フェンスを設置した。また、ビオトープ施設や新設または駆除完了したヨシ植栽地など植物片の侵入を防ぐべき区域に対して侵入防止フェンスを設置した。 また、関係市やNPO等と琵琶湖外来水生植物対策協議会を通じて連携を図り、多様な主体が実施する駆除イベント等への支援を行うとともに、市からは駆除・回収した植物体の仮置き場の提供や処分の分担等の協力を得た。</p> <p>(2) 【感】外来生物防除対策事業 55,880,000円 ボランティア等による防除活動に対して機材・資材の貸出や供与を行い、侵略的外来水生植物の生育地域における学習会や地元との協働による駆除作業等を実施した。また、琵琶湖周辺において主として水生の侵略的外来生物の生息・生育状況の調査を実施した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業 令和3年度の年度末生育面積は約47,300㎡（オオバナミズキンバイ約23,800㎡、ナガエツルノゲイトウ約23,500㎡）で、両種とも前年度の年度末の数値より減少させ、令和2年度末に達成した「年度替わりの時点で機械駆除が必要な規模の分散リスクの高い大群落がない状態（＝管理可能な状態）」を維持することができた。また、年度後半には、大津市の内陸部の農業用ため池および北湖北部の内湖・河川において確認された分散リスクの高い群落を対象に緊急駆除を複数件施行した。さらに、遮光シートの敷設を3カ所、流出防止フェンスの設置を1カ所、侵入防止フェンスの設置を2カ所で実施した。</p> <p>(2) 【感】外来生物防除対策事業 学生ボランティア団体や地域の環境NPOの活動に対して、機材の貸出しや資材の提供などを行うとともに、職員が参加・助言するなど、積極的な支援を行った。侵略的外来生物の調査事業では、調査域を踏査し、目視により外来生物26種を対象とした調査を実施し、3,623地点で対象種が確認された。</p> <p>3 今後の課題</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業</p> <p>ア 人工湖岸の石組み護岸やヨシの植栽地の内側に生育する群落は、分散リスクが相対的に低いとはいえ徐々に生育面積を拡大している。さらに、記録的な強風を伴った平成30年の台風により、北湖方面へ多数の植物片が供給され、群落数が著しく増加し、これらも徐々に面積を増加させており、適切な対応が必要である。</p> <p>イ 対策事業は駆除主体から巡回・監視主体になったが、新たに駆除を行った水域が巡回・監視の対象に加わるため、対策事業の実施箇所が年々、増加してきている。さらに、令和3年度には環境省直轄事業による直接的防除活動が行われなくなったため、北湖北部全域にも巡回・監視範囲が一気に拡大した。</p> <p>ウ 北湖周辺のオオバナミズキンバイの生育箇所のなかには、低密度状態で維持できず、群落の急拡大の兆しを見ている箇所が複数存在しており、対策の強化が課題となっている。</p> <p>エ 台風の影響で北湖湖岸におけるナガエツルノゲイトウの群落数が大幅に増加したことに加え、特にオオバナミズキンバイでは新たな内陸部での生育が相次いだため、生育状況調査の対象範囲も毎年拡大傾向にあり、しかも同一箇所の拡大にも時間を要するようになったことから、省力化を工夫して生育状況調査事業を継続している。</p> <p>(2) 【感】 外来生物防除対策事業</p> <p>今般、外来生物法が改正され、地域に定着した特定外来生物の防除は都道府県の責務と位置付けられた結果、琵琶湖周辺においても数多くの外来生物が生息・生育している状況に鑑み、普及啓発や実態調査など様々な施策を推進する必要がある。それを先取る形でこのたび実施された生息・生育状況調査の結果、琵琶湖周辺における侵略的外来生物の生息・生育状況の概要が示された。ここで得られた知見に加え、近隣府県で侵入・拡大しつつある侵略性の高い特定外来生物（ヒアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ等）の動態を視野に入れ、侵略的外来生物に対して適正に対処・管理することが課題である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>駆除等の対策が困難な群落に対し、令和3年度に実施した遮光シートの敷設、流出防止フェンスおよび侵入防止フェンスの設置を引き続き実施し、駆除困難な群落に対する適正な対応箇所を拡大させる。また、駆除困難な群落を対象とする情報収集や試験的取組を行い、新たな技術的手法の開発と実装にも随時取り組む。</p> <p>巡回・監視を主体とする対策業務について、巡回・監視の頻度を年8回から年5回へと減少させて、事業に着手している。年度前半にはこの頻度で事業が適切に実施できるかどうか、確認・検証を行う。</p> <p>さらに、北湖の急拡大が懸念されるオオバナミズキンバイの生育箇所は、適切な対応策について現場検証し検討を行う。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(8) 有害鳥獣対策の推進事業</p> <p>予 算 額 273,648,000 円</p> <p>決 算 額 268,816,900 円</p> | <p>②次年度以降の対応 駆除済み区域等の巡回・監視を徹底することを基本とし、必要に応じて人力と機械を併用した取り残しのない駆除を実施することにより、琵琶湖全域で低密度状態を維持する。</p> <p>(2) 【感】外来生物防除対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 侵略的外来水生植物への対応としては、漁業協同組合や市、NPO等が実施する侵略的外来水生植物の駆除活動に対して支援を行い、多様な主体による防除体制の確立に努める。また、他の侵略的外来生物に対する普及啓発にも力を入れるとともに、近隣府県で確認され滋賀県への侵入に対して早期対応が必要とされるヒアリ、アルゼンチンアリ、クビヤカツヤカミキリ等への防除体制の在り方についても、関連部局と情報共有・協議のうえ検討を始める。</p> <p>②次年度以降の対応 他の侵略的外来生物に対する対応については、対象となる侵略的外来生物の侵入・定着状況に応じて順応的に対応していくものとする。</p> <p style="text-align: right;">(自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <p>ア 湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業 115,076,000円 市町が実施するニホンジカの有害捕獲等に対して助成した。</p> <p>イ 指定管理鳥獣捕獲等事業 9,366,500円 捕獲条件が厳しい高標高域（鈴鹿山系、比良山系）でニホンジカの捕獲を実施した。</p> <p>ウ 効果的捕獲促進事業 9,240,000円 鈴鹿山系において、効果的・効率的な捕獲方法を検証する捕獲調査を実施した。</p> <p>エ 実施計画策定等事業 3,080,000円 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画策定に関するニホンジカの生息動向調査等を実施した。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業 12,061,775円 甲賀市ほか4市町が実施するニホンザルの調査および捕獲に対して助成した。</p> <p>(3) カワウ対策事業</p> <p>ア カワウ広域管理捕獲実施事業 8,483,200円 長浜市内でカワウの捕獲を実施し、高島市内でカワウ対策の実証を行った。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--|---------|---------|---------|---------|-----|
| | <p>イ 琵琶湖北部カワウ等対策事業 4,150,000円 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会が実施するカワウの捕獲、植生調査等に対して助成した。</p> <p>ウ 新規コロニー等拡大防止カワウ対策事業 599,625円 協議会および高島市が実施するカワウの捕獲や営巣防止対策に対して助成した。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>ア 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 95,059,000円 市町が実施する有害捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）に対して助成した。</p> <p>イ 森林動物行動圏等調査 11,188,100円 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの行動圏、生息数等のモニタリング調査を実施した。</p> <p>ウ 第二種特定鳥獣対策連携推進事業 512,700円 鳥獣種ごとの管理計画を推進するため、検討会や現地確認等を行った。</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業 市町が実施する有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカによる農作物被害はピーク時（平成22年度）の約169百万円から令和3年度は約6百万円に低下し、被害の軽減が図れた。また、ニホンジカが滞留している奥山等の高標高域で捕獲を行ったことにより、生息密度の低下を図ることができた。</p> <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="680 981 2056 1050"> <thead> <tr> <th>ニホンジカの捕獲頭数（累計）</th> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> <th>達成率（令3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15,803頭</td> <td>18,486頭</td> <td>16,166頭</td> <td>72,000頭</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ニホンザル対策事業 市町による加害レベルの高い群れの個体数調整等が進んだことにより、ニホンザルによる農作物被害は、ピーク時（平成22年度）の約99百万円から令和3年度は約16百万円に低下し、被害の軽減が図れた。</p> <p>(3) カワウ対策事業 県や協議会等による捕獲が進んだことにより、カワウの春期生息数は平成20年の約3.8万羽から令和2年には約0.7万羽に減少した。特に生息数の多かった竹生島では、平成22年には約2.6万羽いた生息数が、平成27年度以降は0.7万～0.8万羽の間で安定しており、深刻であったカワウの糞害や枝葉の折損により枯れたと思われたタブノキから芽吹きが確認され、下層植生の回復もかなり進んでいる。</p> | ニホンジカの捕獲頭数（累計） | 令元 | 令2 | 令3 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率（令3） | | 15,803頭 | 18,486頭 | 16,166頭 | 72,000頭 | 70% |
| ニホンジカの捕獲頭数（累計） | 令元 | 令2 | 令3 | 目標値（令元～令4累計） | 達成率（令3） | | | | | | | | |
| | 15,803頭 | 18,486頭 | 16,166頭 | 72,000頭 | 70% | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>しかし、近年、河川等内陸部へ生息地が分散したことにより、令和3年は再び生息数が約1.3万羽まで増加し、漁業被害に加え、生活環境被害が新たに生じている。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 市町による有害捕獲等が進んだことにより、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農作物被害が減少した。このうちイノシシの農作物被害はピーク時(平成23年度)の約201百万円から令和3年度は約20百万円に低下した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業 ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、より一層捕獲を推進する必要がある。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業 ニホンザルの生息数は減少しているが、県下の平均加害レベルが増加しており、特に出現回数レベルの増加が著しいことから、サルの群れが農地や人の居住地域に出没することが増えており、加害レベルが高い群れへの対策が必要である。</p> <p>(3) カワウ対策事業 春期生息数は、ピークであった平成20年度から順調に減少し、平成27年から令和2年の間は約0.7万～0.8万羽の間で安定していたが、生息地が内陸部の河川等に分散し、令和3年以降、再び生息数が上向きに転じたことから、各地域の状況に応じたきめ細やかな対応が必要である。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業 イノシシについて、農作物被害額は減少しているが、獣種別に占める割合が約半数と最も高いため、引き続き対策を行う必要がある。また、野生動物は生息数や行動域が変化し、それに伴い被害の状況も変化するため、状況に応じた対策を実施する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ニホンジカ対策事業</p> <p>① 令和4年度における対応 狩猟者数の増加が捕獲数の増加につながるため、狩猟免許の取得機会を確保し、狩猟者数の増加を図る。また、市町が実施する有害捕獲への支援や高標高域での捕獲を継続するとともに、先進的な捕獲方法の実証を行い、一般化の検討を行う。</p> <p>② 次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて個体群管理(分布、個体数管理)、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(2) ニホンザル対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 平成30年度に策定した「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」では、個体数調整の手続の簡素化および迅速化を図っており、市町による加害レベルが高い群れの個体数調整を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。</p> <p>(3) カワウ対策事業</p> <p>①令和4年度における対応 生息数が急増し、被害が発生している新規コロニー等について、市町や漁業関係者等と生息状況等の情報を共有し、専門家からの助言も得ながら対策の検討を行う。また、竹生島等の大規模コロニーでの捕獲を継続実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町とカワウの生息数や被害状況等のモニタリング調査結果を共有し、新規コロニー等の拡大防止を推進する。</p> <p>(4) 第二種特定鳥獣対策推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、引き続き市町が実施する有害捕獲への支援を行う。また、カワウについて、被害状況、モニタリング調査結果をもとにした専門家や関係者の意見を踏まえて、第二種特定鳥獣管理計画の改定を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウについて、生息状況や被害状況等に応じて個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の対策が総合的に実施されるよう、関係部局と連携し普及する。 (自然環境保全課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>3 環境負荷の低減</p> <p>(1) 工場・事業場の環境汚染防止対策事業</p> <p>予 算 額 5,890,000 円</p> <p>決 算 額 5,862,335 円</p> | <p>1 事業実績 工場・事業場（以下「工場等」という。）の環境汚染防止のための自主管理体制の確立を支援するとともに、現場の実態や課題を把握し、改善につなげるため、会計年度任用職員を雇用して、担当職員とともに工場等への立入調査を実施し、法令遵守や工場等の環境汚染防止対策に関する指導や助言を実施した。 立入調査工場・事業場数：125カ所 指導・助言件数 ：水質汚濁関係 150件、大気汚染関係 24件、廃棄物関係 98件、その他 179件</p> <p>2 施策成果 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査方法の変更等の工夫もしながら、工場等への指導助言を行い、環境汚染防止対策の改善につながった。 また、立入調査結果は、企業向け研修会等で活用し、広く法令遵守や自主的な環境リスク管理のレベルアップを図った。</p> <p>3 今後の課題 新型コロナウイルス感染症の状況や工場等の操業状況に配慮しながら、引き続き、法令遵守の徹底や、施設の点検等による油等の流出事故防止に関する指導や助言等を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、工場立入調査を実施し、法令遵守に向けての指導や工場等の自主的な環境汚染防止対策を促していく。 ②次年度以降の対応 引き続き新型コロナウイルス感染症の状況等に配慮しながら、工場等に起因する環境汚染の防止等に寄与するため、計画的に立入調査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(2) 大気発生源監視事業</p> <p>予 算 額 6,970,000 円</p> <p>決 算 額 6,326,411 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の排出規制対象施設の基準遵守の状況を確認するため、工場・事業場に立入し、排ガス調査を実施した。また、同法に基づく石綿対策として、特定粉じん排出等作業を行う解体工事現場等に立入調査等を実施した。</p> <p>ばい煙等の排出規制対象施設における排ガス調査の実施件数：21 件 解体等工事現場への立入調査の実施件数：117 件</p> <p>2 施策成果</p> <p>排ガス調査の結果、排出基準を超過する施設は認められなかった。解体工事現場等への立入調査では、石綿含有建材の撤去等を行う際に適用される作業基準の遵守状況の確認等を行い、事業者に対して必要な指導を行った。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の状況や工場・事業場の操業状況に配慮しながら、ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を引き続き確認していく必要がある。</p> <p>大気汚染防止法に基づく石綿対策が令和3年4月1日から令和5年10月1日まで段階的に強化されており、作業基準の遵守徹底に向け、引き続き制度を周知していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、ばい煙等の排出規制対象施設における基準遵守の状況を確認する。</p> <p>解体工事現場等における石綿規制に関係する行政機関と連携しながら、事業者への指導や制度の周知を実施していく。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、排ガス調査や解体工事現場への立入調査等を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|--|
| <p>(3) 水質保全対策事業</p> <p>予 算 額 41,038,000 円</p> <p>決 算 額 39,777,948 円</p> | <p>1 事業実績</p> <p>水環境の保全回復を図るため、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視指導を行った。</p> <p>(1) 環境基準監視調査</p> <p>琵琶湖15地点：北湖の溶存酸素（DO）、全りんが環境基準を達成。 瀬田川1地点：生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）およびDOが環境基準を達成。 琵琶湖瀬田川流入河川24河川：BODに係る環境基準は、基準達成率100%</p> <p>(2) プランクトン異常発生状況調査</p> <p>赤 潮：発生なし アオコ：12日間4水域で発生</p> <p>(3) 西の湖・余呉湖水質環境調査</p> <p>西の湖5地点：BOD、化学的酸素要求量（COD）の数値は前年度よりも低くなった。これは調査日直前の降雨の影響を受けたものと考えられるため、西の湖の水質の傾向としては、上昇傾向が続いていると考えられる。また、夏季にはアオコの発生を確認した。 余呉湖4地点：特異な水質変動およびプランクトンの異常発生はなし。</p> <p>(4) 水浴場調査</p> <p>水浴場4カ所（開設中）：適4カ所、不適なし（新型コロナウイルス感染症の影響により、4カ所は開設中止）</p> <p>(5) 工場・事業場排水監視</p> <p>排水検査 20事業場：29事業場で排水基準に不適合（改善指導実施）</p> <p>(6) 地下水汚染監視</p> <p>ア 概況調査 47地点：新たな調査対象物質の検出は確認されなかった。 イ 検出井戸周辺調査 1地域：工場等の自主調査により1件の基準超過が確認されたことから、汚染の広がりを確認するため周辺4地点で地下水調査を実施したところ、いずれも不検出であった。 ウ 継続監視調査 20地域：汚染監視調査地域20地域のうち、4地域が経過観察調査へ移行した。経過観察調査地域1地域では地域内の調査地点が環境基準以下となり調査を終了した。</p> <p>2 施策成果</p> <p>令和3年度の水質は、南湖でSSと全りんの値が過年度より少し高くなっており、透明度の値が過年度に比べて少し低い傾向となった。 水質汚濁に係る環境基準において、令和元年度と令和2年度の2年連続で環境基準を達成していた北湖の全窒素が令</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(4) 西の湖水質改善対策検討事業</p> <p>予 算 額 7,595,000 円</p> <p>決 算 額 7,594,400 円</p> | <p>和3年度は環境基準未達成となったが、長期的には減少傾向となっており、この4年間では概ね横ばい傾向にあるとみられる。</p> <p>工場・事業場排水監視の結果、排水基準に不適合となった事業場は、大半が浄化槽等の排水処理施設の一時的な不具合によるものであったが、全ての事業場で改善が行われた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>琵琶湖の水質については、気象の変化や植物プランクトンの消長の影響を大きく受けることから、琵琶湖で起こる様々な現象を正確に捉え、対応していくためには、継続したモニタリングを実施する必要がある。</p> <p>工場・事業場排水監視については、工場・事業場の環境汚染防止対策事業で実施している工場立入調査の結果等を活用しながら、必要性の高い工場・事業場を選定し、より効果的に排水検査を実施していく必要がある。</p> <p>地下水汚染監視については、県内における地下水汚染の状況を把握していくため、継続的に調査を実施していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>公共用水域水質測定計画に基づく水質監視等を行うとともに、プランクトン異常発生への体制を整備する。</p> <p>工場・事業場排水監視については、水質汚濁防止法等に基づく届出に記載された有害物質の使用状況、過去の調査結果、工場立入調査の結果等の関連情報を踏まえながら、優先順位をつけ調査を実施する。</p> <p>地下水汚染監視については、地下水質測定計画に基づき、地下水の水質の測定を実施する。</p> <p>なお、工場・事業場排水監視や地下水汚染監視の実施に当たっては、事業者等との対面を極力避ける等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら調査を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>引き続き、琵琶湖等公共用水域および地下水の水質監視調査ならびに工場排水の監視・指導を行う。 (環境政策課、琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 雨天時の流入河川の負荷量調査</p> <p>実施日：令和3年6月18日～19日</p> <p>調査地点：小中排水、山本川、蛇砂川の3河川、4地点</p> <p>分析項目：流量、水温、透視度、濁度、SS、COD、T-N、T-P</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(5) 循環型社会形成推進事業</p> <p>予 算 額 16,818,000 円</p> <p>決 算 額 16,603,100 円</p> | <p>(2) 各分野における西の湖水質改善対策の検討 検討会を設置し、西の湖の水質改善対策について、検討会を3回開催した。 実施日：8月30日、11月12日、2月8日 計3回 場 所：西の湖すてーしょん</p> <p>(3) 情報収集および課題等の整理 西の湖に関連する過去の調査や文献等を調査するとともに、関係団体や市町等から西の湖の水質や生態系に関する情報を収集した。</p> <p>2 施策成果 西の湖の現状および課題を整理するとともに、西の湖水質改善対策検討会で西の湖の水質改善目標を設定し、「西の湖の水環境改善対策」として取りまとめた。</p> <p>3 今後の課題 西の湖のアオコの発生抑制や水質を改善するため、「西の湖の水環境改善対策」に基づき、西の湖の水質改善に向けた取組を具体的に進めていく必要がある。 また、西の湖のアオコの発生状況等について、詳細に把握する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 琵琶湖保全再生等推進費により、西の湖をモデルとした水質改善対策の取組を令和4年度から試験的に実施する。 加えて、地元関係者等に対して、西の湖の水質改善対策の実施状況等を年1回報告する。 ②次年度以降の対応 令和4年度の取組結果の状況を踏まえ、引き続き、西の湖のアオコ発生抑制や水質改善に向けた取組を進める。 (琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 (1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 11,016,330 円 県内で排出される廃棄物を再生したりサイクル製品認定事業を実施し、公共事業等での利用促進を行った。 また、県内の事業者が実施する産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発に対し支援を行ったほか、「ごみ減量・資源化情報」サイトにより廃棄物削減の取組事例の情報を発信し、事業者等の自発的な取組を促進した。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|-------|---|-----|----------------|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| | <p>滋賀県リサイクル認定製品数 166 製品 産業廃棄物減量化支援事業補助金交付件数 2 件（研究開発 2 件） 廃棄物削減の先取組事例の情報発信 25 件（プラスチックごみ10件、食品ロス 9 件、3 R 6 件）</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 5,586,770 円 買い物に伴って発生するごみ減量の啓発キャンペーンを「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の構成団体を中心とした事業者、県民団体、市町等と連携して実施したほか、食品ロス削減優良取組表彰等を実施した。</p> <p>食品ロス削減優良取組知事表彰 3 者 また、平成25年度から実施している事業者、県民団体、行政による「レジ袋削減の取組に関する協定」に基づくレジ袋の無料配布中止・削減に取り組んだ。</p> <p>協定参加者：無料配布中止事業者 37（店舗数 226）、削減取組事業者 5（店舗数 234）、 県民団体・経済団体 11、市町 18、県 マイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）：91.2%</p> <p>加えて、平成29年度から実施している食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品販売店を推奨店として登録する「三方よしフードエコ推奨店制度」の登録店舗数の拡大と普及啓発を行った。</p> <p>登録店舗数：食料品小売店 144、飲食店・宿泊施設 130 計 274 店舗</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 リサイクル認定製品については、パンフレット・ホームページ等により県内外の事業者へ製品の周知を行った。また、県内事業者の産業廃棄物の減量化や資源化の取組支援、先取組事例の情報発信を行うことで取組の水平展開を図り、循環型社会の構築と廃棄物減量の実践取組につなげた。</p> <p>令和 4 年度（2022年度）の目標とする指標 産業廃棄物減量化支援事業費補助金の交付件数（研究開発または施設整備）</p> <table border="1" data-bbox="705 1157 1489 1228"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令 2</th> <th>令 3</th> <th>目標値（令元～令 4 累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、リデュースやリユースに重点を置いた 3 R の推進、廃棄物の適正処理等を進めた結果、県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国で 3 番目に低い水準となった。</p> | 令元 | 令 2 | 令 3 | 目標値（令元～令 4 累計） | 1 件 | 2 件 | 2 件 | 4 件 |
| 令元 | 令 2 | 令 3 | 目標値（令元～令 4 累計） | | | | | | |
| 1 件 | 2 件 | 2 件 | 4 件 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|-------|---|------|--------------|----|--------------|------|------|------|-------|
| | <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標 「三方よしフードエコ推奨店制度」新規登録店舗数</p> <table border="1" data-bbox="1375 341 2056 408"> <thead> <tr> <th>令元</th> <th>令2</th> <th>令3</th> <th>目標値（令元～令4累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16店舗</td> <td>93店舗</td> <td>63店舗</td> <td>105店舗</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業 リサイクル製品の認定件数は減少傾向、製品利用は横ばいであり、利用促進に向けた取組を進める必要がある。 事業者の研究開発や施設整備への支援は、再生利用の向上や最終処分量の削減効果が高い事業を支援するとともに、様々な優良事例の情報発信等により、廃棄物削減の実践取組を促進していく必要がある。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業 ごみ減量に向けた取組を県民運動として推進する必要がある。県民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが、コロナ禍による外出抑制等の影響もあり、家庭から排出されるごみについては増加傾向にあることから、県民、事業者、各種団体、市町等の多様な主体と連携し、ごみを出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 産業廃棄物発生抑制等推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 リサイクル製品の認定件数増加に向けた制度の周知および認定製品の利用促進を行う。また、制度改善に向けて課題を整理するため、県内産業廃棄物排出事業者への聞き取り等を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き産業廃棄物の発生抑制や減量化の取組が県内全域に波及していくように取り組む。</p> <p>(2) ごみゼロしが推進事業</p> <p>①令和4年度における対応 引き続きレジ袋削減協定参加事業者および三方よしフードエコ推奨店の増加を図るとともに、発信力のある企業との連携やイベント等を通じた普及啓発を実施する。また、プラスチックごみおよび食品ロス削減等ごみの減量につながり、他の模範となり、全県的に拡大・展開が期待できる活動等に対し助成を行う補助金を創設したことから、本補助金を通じて各関係主体間の連携協働を図り、地域におけるごみ排出抑制等の活動を促進する。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」や「滋賀県食品ロス削減推進計画」に</p> | 令元 | 令2 | 令3 | 目標値（令元～令4累計） | 16店舗 | 93店舗 | 63店舗 | 105店舗 |
| 令元 | 令2 | 令3 | 目標値（令元～令4累計） | | | | | | |
| 16店舗 | 93店舗 | 63店舗 | 105店舗 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------|------|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|---------|-------------|---------|-----|-------------|------------|---------|------|----------|-------------|---------|------|
| <p>(6) 散在性ごみ対策事業</p> <p>予 算 額 16,058,000 円</p> <p>決 算 額 15,701,279 円</p> | <p>に基づき、県民や事業者、市町等、多様な主体と連携して、国の動きに対応しながら、普及啓発活動や削減に向けた取組を継続する。</p> <p style="text-align: right;">(循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 散在性ごみ啓発事業 11,535,443 円 環境美化監視員を県庁および各環境事務所に各1人、計7人を配置し、レジヤーごみの持ち帰りやごみのポイ捨て禁止について、啓発と監視指導を行った。</p> <p>(2) 環境美化運動の推進 3,888,656 円 「美しい湖国をつくる会」の事業支援を行い、同会や市町とともに県民、事業者および各種団体に呼びかけ、環境美化運動を年3回実施した。 ごみゼロ大作戦（基準日 5月30日）、びわ湖を美しくする運動（基準日 7月1日）、 県下一斉清掃運動（基準日 12月1日）</p> <p>(3) 淡海エコフオスター事業 277,180 円 企業、団体等による公共の場所（湖岸、河川、道路等）の清掃ボランティア活動に対して支援を行うとともに、定期的にごみ拾いSNS「ピリカ」を更新し、活動団体の紹介を行うことにより、参加団体の活動意欲の高揚を図った。</p> <p>2 施策成果 環境美化監視員が行ったごみ量の定点観測調査では、ポイ捨てごみの個数は、定点観測調査を開始した平成14年度比で約81%減少した。</p> <p style="text-align: center;">散在性ごみ定点観測調査（100 mまたは1,000 m²における1日当たりのポイ捨てごみの個数）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平14</td> <td>平28</td> <td>平29</td> <td>平30</td> <td>令元</td> <td>令2</td> <td>令3</td> </tr> <tr> <td>43個</td> <td>12個</td> <td>11個</td> <td>10個</td> <td>10個</td> <td>8個</td> <td>8個</td> </tr> </table> <p>コロナ禍であったため、参加者が密にならないよう様々な新型コロナウイルス感染症防止の対策を講じて実施した環境美化運動は、例年より参加者は減少したものの、17万人を超える参加があり、全県的な取組が実施できた。</p> <p style="text-align: center;">環境美化運動参加人数およびごみの量</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ごみゼロ大作戦</td> <td>（基準日 5月30日）</td> <td>13,982人</td> <td>74t</td> </tr> <tr> <td>びわ湖を美しくする運動</td> <td>（基準日 7月1日）</td> <td>77,163人</td> <td>382t</td> </tr> <tr> <td>県下一斉清掃運動</td> <td>（基準日 12月1日）</td> <td>81,176人</td> <td>392t</td> </tr> </table> | 平14 | 平28 | 平29 | 平30 | 令元 | 令2 | 令3 | 43個 | 12個 | 11個 | 10個 | 10個 | 8個 | 8個 | ごみゼロ大作戦 | （基準日 5月30日） | 13,982人 | 74t | びわ湖を美しくする運動 | （基準日 7月1日） | 77,163人 | 382t | 県下一斉清掃運動 | （基準日 12月1日） | 81,176人 | 392t |
| 平14 | 平28 | 平29 | 平30 | 令元 | 令2 | 令3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43個 | 12個 | 11個 | 10個 | 10個 | 8個 | 8個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみゼロ大作戦 | （基準日 5月30日） | 13,982人 | 74t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| びわ湖を美しくする運動 | （基準日 7月1日） | 77,163人 | 382t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県下一斉清掃運動 | （基準日 12月1日） | 81,176人 | 392t | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(8) 産業廃棄物不法投棄防止対策事業</p> <p>予 算 額 38,723,000 円</p> <p>決 算 額 37,546,327 円</p> | <p>3 今後の課題 産業廃棄物等の不適正処理の発生を未然に防止するため、関係する処理施設への全数調査など引き続き徹底した監視指導を行っていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 平成21年に制定した「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に基づき立入検査等を実施する。 ②次年度以降の対応 引き続き同要綱に沿った立入検査等に取り組む。 (循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止や、早期発見・早期対応のため、民間委託によるパトロールや無人航空機（ドローン）の活用等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール、協力事業者による監視など、多様な主体と協働した総合的な監視体制により、不法投棄を許さない地域づくりを推進した。</p> <p>2 施策成果 不法投棄等の早期発見・早期対応に努めたが、不適正処理の新規発生事案の年度内解決率は79.6%と目標の85%を下回った。</p> <p>3 今後の課題 人目につかない場所・時間帯での不法投棄や解体業者等が建設系廃棄物を積み置きする不適正保管等に対し、早期発見・早期対応を推進していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 解体現場など排出事業者に対する指導・啓発を図っていくほか、ドローンや監視カメラを活用した監視技術の向上に継続して取り組む。 また、県民に対する啓発を通じて不法投棄を許さない地域づくりへの気運を一層高め、不法投棄の発生を抑止するとともに、県民からの積極的な通報や情報提供を促し、早期発見・早期対応につなげる。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(1) 実施計画で定めた目標の達成や、平成24年に地元自治会と締結した協定に基づく対策工の有効性の確認に向け、周辺住民の理解を得ながら継続してモニタリングを行う必要がある。</p> <p>(2) 対策工の効果を持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視や水処理等を継続する必要がある。</p> <p>(3) 地元自治会との協定に基づき、場内の浸透水の水質が安定型最終処分場の廃止基準を、周縁の地下水の水質が地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでモニタリングを継続し、周辺住民が安心して生活できるようにする必要がある。</p> <p>(4) 旧RD社および同社元役員3名に対し、毎年度代執行費用の納付命令を行い、令和3年度までに納付を命じた額は約82億円であるが、差押えや定期納付等による回収額は2,249万円余にとどまっており、引き続き粘り強く責任を追及していく必要がある。</p> <p>(5) 現場は県有地であるため、対策工の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで適切に活用する必要がある。</p> <p>(6) 本事案を総括し、一連の対策の実績をまとめたアーカイブを作成することにより、同様の事案の再発防止や廃棄物行政の一層の充実を図るとともに、県民に対する説明を行う必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>旧RD最終処分場問題連絡協議会を定期的開催し、モニタリング結果や維持管理の状況等について周辺住民に説明し、理解を得ながら対策を進める。</p> <p>責任追及について、粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについて、令和3年度に設置の旧RD最終処分場跡地利用協議会や旧RD最終処分場問題連絡協議会において、他の事例を研究しつつ、住民の意見を聴きながら検討を進める。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>対策工の効果を確認するためモニタリングを継続するとともに、対策工の効果を今後も持続させるため、設置した遮水工等の機能の監視、水処理等を継続する。</p> <p>モニタリングの結果等については、旧RD最終処分場問題連絡協議会で誠意をもって説明を尽くし、地元住民の理解が得られるよう進めていく。</p> <p>責任追及について、引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。</p> <p>また、跡地利用やアーカイブについては、対策の効果を見極めつつ、住民の意見を聴きながら段階的に検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(最終処分場特別対策室)</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(10) クリーンセンター滋賀運営支援事業</p> <p>予 算 額 125,978,000 円</p> <p>決 算 額 125,877,072 円</p> | <p>1 事業実績 県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場「グリーンセンター滋賀」を運営する公益財団法人滋賀県環境事業公社の経営状況の改善へ向け、第三者委員会からの報告を基に県が策定した「グリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に則り、同公社の運営上不足する既存借入金償還資金に対し、出えん金の拠出による支援を行うとともに、派遣職員共済組合負担金等に対し、補助金を交付した。</p> <p>2 施策成果 県の基本方針を受け、公社が策定した中期経営計画（平成29年度～令和3年度）に基づく同公社の経営改善努力と県の出えん金および補助金の効果が相まって、経営状況は改善している。 公社中期経営計画における経営指標の達成状況（令和3年度） 経常収支：407,501千円の黒字（計画目標：毎年度黒字を継続） 自己資本比率：61.7%（計画目標：50.0%以上を継続） 借入金依存率：2.3%（計画目標：30.0%以下を継続）</p> <p>3 今後の課題 公社が令和3年度末に策定した中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に沿ってグリーンセンター滋賀の安定的な経営基盤の確保や埋立容量の適正管理、埋立処分地の適切な維持管理が行われる必要がある。 また、埋立期間終了後は維持管理費等に多額の経費が見込まれることから、維持管理に必要な資金を公社が確保できるよう支援していく必要がある。 埋立期間終了後における埋立処分場地の返還に向けた対応や長期に及ぶと予想される維持管理の適切な管理手法等、今後の公社の在り方を含め、県と公社で十分に検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 県が令和3年10月に策定した基本方針に基づき、先端的なリサイクル等を行う事業者の支援や県内の排出事業者の最終処分に対する支援など、埋立期間終了後に必要な事業者への具体的な支援策を、関係者の意見も聞きながら検討する。 ②次年度以降の対応 公社は、収入の確保や歳出削減に努めながら、安定した経営に努め、埋立期間終了後の維持管理に必要な資金の積立を行うとともに、引き続き適切な維持管理手法を検討する。また、県からの出えんは令和4年度で終了となるが、</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | | | |
|---|---|-------------|-------|----|-----|--|-----|-----|-------|
| <p>4 環境学習等の推進</p> <p>(1) 体系的な環境学習推進事業</p> <p>予 算 額 1,796,000 円</p> <p>決 算 額 1,576,213 円</p> | <p>埋立期間終了後も維持管理を継続する必要があることから、引き続き公社への人的支援を行う。 埋立期間終了後のセンターの体制については、公社の在り方も含め県と公社で十分に検討する。 (循環社会推進課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、幼稚園等の指導者を対象とした実践学習会、過去の参加園が実践している内容や工夫点、課題を参加者同士で共有する学習会を開催した。(計23園48人参加、フォローアップ実践学習会参加者含む)</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 児童生徒が、地域の人々の協力を得て、学校全体で環境保全活動を実施している学校を「エコ・スクール」として認定するとともに、認定校の環境実践活動の支援を行った。 エコ・スクール認定校 20校(小学校14校、中学校3校、高等学校2校、中等教育学校1校)</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 自然体験プログラムの作成等を通じ、身近な自然を活用した環境学習について理解を深めることができた。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進 コロナ禍を踏まえ、エコ・スクール発表会を動画方式とするなどの工夫をして事業を実施するとともに、事業の周知や活動内容の発信を効果的に行うことにより、年次目標を達成することができた。</p> <p>令和4年度(2022年度)の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">エコ・スクール認定校数</td> <td style="width: 10%;">令2</td> <td style="width: 10%;">令3</td> <td style="width: 30%;">目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18校</td> <td>20校</td> <td>20校以上</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進 指導者自身の自然体験が少なくっており、指導者の自然体験型環境学習への理解を更に深める必要がある。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p> | エコ・スクール認定校数 | 令2 | 令3 | 目標値 | | 18校 | 20校 | 20校以上 |
| エコ・スクール認定校数 | 令2 | 令3 | 目標値 | | | | | | |
| | 18校 | 20校 | 20校以上 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | | |
|---|---|------------------------------|--------|---------------------|-----|----------------------|--------|
| <p>(2) 琵琶湖博物館事業</p> <p>予 算 額 792,227,000 円</p> <p>決 算 額 770,121,815 円</p> <p>(翌年度繰越額 5,082,000 円)</p> | <p>エコ・スクールの登録校は固定化傾向にあるため、新規認定校を更に拡大していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 幼児自然体験型環境学習の推進</p> <p>①令和4年度における対応 上級コースとして指導者育成・保護者参加型プログラム作成のほか、リスクマネジメントに関する学習を実施する。また参加者の裾野を広げるため、初級コースとして指導員による自然体験プログラムの体験を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 自然体験型環境学習を実践する指導者の育成を通じ、指導者の自然体験型環境学習への理解、実践を一層推進する。</p> <p>(2) エコ・スクールの推進</p> <p>①令和4年度における対応 教員の研修と連動させ、参加者が認定校の児童生徒による取組の発表を動画視聴することで「エコ・スクール」を周知するとともに、参加者が各発表校の取組についてアドバイス等をアンケートに記入することで、各発表校に情報共有する。</p> <p>②次年度以降の対応 新型コロナウイルス感染症に配慮するとともに、教育委員会と連携を図りながら、事業概要や各校の活動内容を周知する機会を設け、取組の推進に努める。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 管理運営事業 542,186,176円 琵琶湖博物館の魅力を発信するため、3期6年にわたるリニューアル完了に伴うグランドオープンを前面に打ち出した広報活動を展開した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数</td> <td style="text-align: right;">1,650件</td> </tr> <tr> <td>琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数</td> <td style="text-align: right;">34者</td> </tr> <tr> <td>倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数</td> <td style="text-align: right;">9,159人</td> </tr> </table> <p>(2) 調査・資料収集事業 120,460,516円 「湖と人間」をテーマとした環境史、生態系および博物館学の3つの領域における研究ならびに資料の収集・整理・登録を実施した。</p> | 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数 | 1,650件 | 琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数 | 34者 | 倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数 | 9,159人 |
| 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等に取り上げられた件数 | 1,650件 | | | | | | |
| 琵琶湖博物館と連携した企業・団体等の数 | 34者 | | | | | | |
| 倶楽部LBM(年間会員制度)会員登録者数 | 9,159人 | | | | | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>総合研究 1 件、共同研究11件、専門研究30件 収蔵資料・新規収集資料等の整理、データベースシステムへの登録25,477件</p> <p>(3) 展示事業 107,475,123円</p> <p>常設展示、企画展示、ギャラリー展示等を実施した。</p> <p>開館日数 271日 来館者数 令元：462,162人、令2：253,750人、令3：278,961人（目標59万人） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、39日間にわたる臨時休館と予約制による入館制限を行ったため、来館者数は、目標59万人に対して実績278,961人と大幅な減となったが、前年度比では、9.0%増となった。</p> <p>企画展示（1回）第29回「湖国の食事（くいじ）」 （7月17日から11月21日 来館者数 26,475人） ※8月27日から9月30日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館</p> <p>ギャラリー展示（4回） 知っていますか？日本農業遺産「琵琶湖システム」（4月17日～6月6日） 琵琶湖の虹が映（ば）える理由（わけ）—湖の「なぜ」がわかる物理学— （1月4日～3月6日） トンボ 100大作戦 ～滋賀のトンボを救え～（2月1日～27日） 森へ行こう、森と生きよう（3月20日～6月5日）</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 管理運営事業 新型コロナウイルス感染拡大の影響により前年度十分にできなかった「リニューアル後の生まれ変わった博物館」の広報PR活動を継続的に展開した。コロナ禍に伴う臨時休館や入館制限があったが、若年層に向けたSNSやYouTubeチャンネルの刷新を中心とする取組等により認知度の向上を図り、来館者数は、前年度比 9.0%増の 278,961人となった。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業 コロナ禍における行動制限などの強い制約を受けたものの、「第三次中長期基本計画」に従い、琵琶湖について様々な角度から研究を進めるとともに、各分野の資料の収集・整理・登録、水族生体資料の飼育・繁殖を行い、それぞれの成果を展示、交流事業および博物館内外の研究などに活かすことができた。</p> <p>(3) 展示事業 定期的実施しているアンケートでは、グランドオープン後の展示室に対して、非常に満足・満足したとの回答が9割以上となった。琵琶湖博物館のテーマ「湖と人間」に沿った展示を更に強化したことにより、古代湖琵琶湖とそこに暮らす生きもの、湖と人との関わりについて来館者の理解を深めることにつながった。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 管理運営事業 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するとともに、新たな「第三次中長期基本計画」に従って、県内外への積極的な広報のほか、博物館のリニューアルを最大限に生かした博物館の認知度の向上に向けた効果的な広報メディア戦略を展開することによって、新しい琵琶湖博物館の魅力を発信していくことが求められている。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業 館外研究者、地域の人々、関係機関等との協力を一層進め、琵琶湖やその周辺地域の多面的な価値や魅力を探求するとともに、その成果を博物館だけでなく地域の人々と情報を共有し、琵琶湖地域の活性化に活かすことが必要である。また、その基盤を維持するために、老朽化した研究備品の更新や資料収蔵環境の改善が喫緊の課題となっている。</p> <p>(3) 展示事業 より魅力的な企画展示とするため、研究成果を基に、引き続き演出にも工夫を凝らした展示づくりを行い、メディアやインターネット、SNS配信等、効果的な広報を打ち出し、集客力の向上を図る必要がある。 また、県民のニーズに応えるため、情報を分かりやすく伝え、新しい視点や情報を常設展示で更新し、博物館を利用して次代を担う人材を育成する機能を充実させていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 管理運営事業</p> <p>①令和4年度における対応 性別や年齢を問わず広い世代に親しみやすい展示となる、第30回企画展示「チョウ展」を前面に打ち出しながら、リニューアルを含め、これまで積み上げてきた成果を活かせるよう、令和3年度からスタートした「第三次中長期基本計画（2021～2030）」の事業目標に基づき、「全ての世代が楽しめる」、「みんなで研究する」といった博物館の魅力を広域的な広報やSNS等で発信することにより、琵琶湖博物館の認知度の向上に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 開館25周年以降の琵琶湖博物館の魅力を途切れることなく発信するための広報戦略を策定し、展開する。</p> <p>(2) 調査・資料収集事業</p> <p>①令和4年度における対応 館外研究者、地域の人々や関係機関とともに、琵琶湖の多面的な価値や魅力を探求した研究調査活動や資料収集に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き関係各者の協力のもと研究調査活動や資料収集を進め、その成果を博物館活動に反映させる。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(3) 環境学習センター事業</p> <p>予 算 額 6,891,000 円</p> <p>決 算 額 6,255,431 円</p> | <p>(3) 展示事業</p> <p>①令和4年度における対応 企画展示では、研究成果を基盤にしながら、実物資料や実寸大レプリカの展示をはじめ、3D画像を用いた資料の新たな見せ方や、実際に触れる・体験するコーナーを設定するなど、わかりやすく楽しめる展示づくりに努める。 また、常設展示では来館者が密にならないような展示誘導や、展示物の清掃・消毒による新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、体験できる展示の一部再開なども行い、次代を担う人材育成機能を充実させていく。</p> <p>②次年度以降の対応 これまで行ってきた研究の成果や収集してきた標本・資料の活用を基に、オリジナル性を重視した企画展示を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 環境学習総合ウェブサイトの再構築により、環境学習に必要な貸出備品の申請をネット上で行えるようにするとともに、ウェブサイトに閲覧者側からも情報を投稿できるようにするなどの改善を行った。 また、従来からの発信方法であったメールマガジンを廃止し、Instagram・Twitter・Facebookの3つのSNSアカウントを新設することにより、きめ細やかな情報発信を行うことができた。あわせて、環境学習推進員による相談や教材の貸出により職場の研修会等の企画づくりなどを支援した。</p> <p style="margin-left: 40px;">3つのSNSの合計登録者数 493人 環境学習推進員による相談件数 153件 環境学習教材の貸出件数 30件</p> <p>(2) 環境学習への誘い 新たな環境学習の担い手の発掘のために、環境学習初心者を対象とした啓発事業を行った。 「びわ湖のヨシっていいね！」 場所：近鉄あかりスポット 期間：2月23日（水）から3月10日（木） 参加者数：670人</p> <p>(3) 発表と交流の場づくり 県内で環境学習を行う、淡海こどもエコクラブ登録者の相互交流を目的として、淡海こどもエコクラブ活動交流会を開催し、こどもエコクラブ全国フェスティバルへの出場団体を決定した。 開催日：12月12日 場所：琵琶湖博物館 セミナー室 参加クラブ：6クラブ 登録数 58クラブ メンバー 4,828人</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| | <p>2 施策成果 再構築したウェブサイトやSNSで環境学習プログラム・講師などの情報提供を行うほか、環境学習推進員による相談や企画づくり、交流や発表の場づくりなどにより環境学習や活動を行う者を支援することで、県民の環境意識の高揚と環境保全活動の促進につながった。</p> <p>3 今後の課題 環境学習を行う団体等への積極的な活動取材等を通してネットワークの拡大を図っていくなど、環境学習の担い手から求められる支援機能を一層充実させていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症対策を実施している中での環境学習の進め方として、密を避けて実施できる方法を検討する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 活動者や指導者、そして環境学習活動を実施している様々な団体とのネットワークの継続的な連携と強化に努めるとともに、新たな環境学習の担い手の発掘のために、環境学習への誘いとなる啓発イベントを継続して実施する。また、密を避けて環境学習を実施する一つの手法として、ネット環境を活用したリモート学習を、ウェブサイトに登録する活動者に普及する。さらに、環境学習に気軽に取り組めるよう、環境学習に必要な貸出備品を増やし、環境学習メニューの提案なども併せて行う。</p> <p>②次年度以降の対応 関係者とのネットワーク強化および学校教員への環境学習情報の提供、こどもエコクラブ活動のより一層の推進、企業との連携強化に努める。また、リモート学習における学習コンテンツの充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> |
| <p>(4) 森林環境学習「やまのこ」事業</p> <p>予 算 額 105,622,000 円</p> <p>決 算 額 103,670,667 円</p> | <p>1 事業実績 県内9カ所の森林体験交流施設において、小学4年生を対象に森林環境学習を実施した。 参加小学校 233校 (13,609人)</p> <p>2 施策成果 森林をはじめとする環境について、小学生の理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができた。 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合 91%</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 | | | | | |
|--|--|------------------------------|------------|-----------------|------------|-----------------|
| <p>(5) ラムサールびわっこ大使事業</p> <p>予 算 額 2,062,000 円</p> <p>決 算 額 2,031,853 円</p> | <p>令和4年度（2022年度）の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="660 335 1780 406"> <tr> <td>森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%）</td> <td>令2 91%</td> <td>令3 91%</td> <td>目標値 80%</td> <td>達成率（令3） 100%</td> </tr> </table> <p>3 今後の課題</p> <p>子どもたちが森林に対する理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことができるように、継続的に教員や指導員の知識や技術を高める必要がある。また、コロナ禍で実施に制限がかかる中、参加学校と受入施設の連携が重要となる。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>「やまのこ」の指導員と教員（学校）が連絡を密にし、コロナ禍において、効果的に実施できるような体制を構築するとともに、安全かつ効果的な学習プログラムを検討する。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>「やまのこ」の体験学習について、「うみのこ」「たんぼのこ」ならびに教科との連携がより一層促進されるよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（森林政策課）</p> <p>1 事業実績</p> <p>県内の小学5年生および6年生から「びわっこ大使」を9名選定し、琵琶湖や本県の自然環境についての体験や学習を行う事前学習会を3回実施した。福井県三方五湖への県外派遣では、事前学習会で学んだことなどについて発表を行った。</p> <p>また、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使を集めた世代間交流プログラムを実施し、MLG s についてのグループワークや発表を行うなど、参加者の縦のつながりの構築に努めた。</p> <p>2 施策成果</p> <p>環境活動の核となる次世代のリーダーとして「びわっこ大使」に選定した小学生に対して、体験して学んだことについての発表を経験させることができたほか、びわっこ大使経験者同士の世代間交流の場づくりを行うことで、リーダー育成を継続的に行うことにつながった。</p> | 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%） | 令2 91% | 令3 91% | 目標値 80% | 達成率（令3） 100% |
| 森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合（%） | 令2 91% | 令3 91% | 目標値 80% | 達成率（令3） 100% | | |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>5 調査研究・技術開発の推進、国際的な 協調と協力</p> <p>(1) 国立環境研究所連携推進事業</p> <p>予 算 額 75,079,000 円</p> <p>決 算 額 73,399,906 円</p> | <p>3 今後の課題 次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりを進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応 事前学習会3回、県外派遣のほか、世代間交流プログラムを引き続き実施し、「びわっこ大使」経験者によるその後の活動についての発表や参加者全員での交流事業など、「びわっこ大使」の環境に関する意識の醸成に努めるとともに、世代間のつながりを深める。</p> <p>②次年度以降の対応 世代間交流プログラムによって、これまでの「びわっこ大使」経験者および現役大使の縦のつながりを一層深め、その自立的な活動を支援するとともに、次世代のリーダーとなる人材育成を継続的に行う仕組みづくりについて引き続き検討を行う。 また、県内外の様々な国際会議やイベントの開催予定などを踏まえ、派遣先の検討を行う。 (自然環境保全課)</p> <p>1 事業実績 国立環境研究所琵琶湖分室（以下「琵琶湖分室」という。）の設置を契機として、地方創生推進交付金を活用し、研究等の成果の活用、実用化を図るため、水環境ビジネスに利用可能な研究テーマを調査し、データベースを更新しつつ、アジア等における水環境ビジネスの市場動向を調査整理した。その上で、しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会（以下「研究・技術分科会」という。）を2回開催し、のべ23人の参加があった。</p> <p>2 施策成果 琵琶湖分室と琵琶湖環境科学研究センターが中心となり、「生態系に配慮した新たな水質管理手法」等に関する共同研究を進めることができた。 また、研究・技術分科会の開催、葦活用やベトナムでの水質浄化に関するプロジェクトを引き続き支援することで、実用化に向けた取組を進めるとともに、水環境技術等のブランド化に向け、ブランドネームやラベル、推進体制等について最終検討し、仕組みを構築することができた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|---|
| <p>(2) 琵琶湖環境科学研究センター事業</p> <p>予 算 額 280,416,000 円</p> <p>決 算 額 278,478,924 円</p> | <p>さらに、水環境技術等の実用化を一層促進するため、技術開発を行う企業等への補助金制度を創設し、水環境技術の開発を資金面から支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>具体的な対策等に結びつく研究成果を得ることができるよう、琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室との共同研究を更に推進するとともに、研究・技術分科会において実用化に向けた技術開発や水環境技術等のブランド化に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>①令和4年度における対応</p> <p>琵琶湖環境科学研究センターと琵琶湖分室が連携し、これまでの研究における成果や課題について情報交換しながら、着実に共同研究を進める。</p> <p>研究・技術分科会を通して、共同研究で活用された技術や研究成果、最新の技術的知見等の情報共有を進めるとともに、水環境技術等のブランド化やサイエンスエコツアーのプログラム開発などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。また、技術開発等をより一層進めるため、技術開発等に係る費用の一部に対する補助を行う。</p> <p>②次年度以降の対応</p> <p>共同研究の推進に向けて、環境省や国立環境研究所と意見交換を行う。また、関係部局とも連携し、市場のニーズに関する情報も集めながら、研究・技術分科会においてプロジェクトチームによる技術開発や水環境技術のブランドの推進などにより、県内外の水環境保全の取組に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績</p> <p>(1) 試験研究事業 273,397,779円</p> <p>ア 試験研究の推進</p> <p>琵琶湖と本県の環境に関する課題に対応するため、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」、「環境リスク低減による安全・安心の確保」および「気候変動に適応した豊かさを実感できる持続可能な社会の構築」の3つを基本的課題に据え、センター第六期中期計画（令和2年度～令和4年度）に基づき、モニタリングおよび総合解析による試験研究を推進した。また、第六期中期計画の研究の中間報告を研究報告書として発行するとともに、地域や社会への成果還元のため、ホームページ上で公開した。</p> <p>学術論文19編、学会等発表40件、研究報告書の発行</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|---|
| | <p>イ 多様な機関との連携強化の取組 琵琶湖環境における課題把握から、調査研究の実施や研究成果を踏まえた対策の立案を部局横断的に行う仕組みである琵琶湖環境研究推進機構に参画し、喫緊の課題である在来魚介類の減少に対し、生息環境等のつながりという総合的な視点から、減少要因の解明と在来魚介類のにぎわい復活について、実装に向けた研究を実施した。 さらに、国立環境研究所琵琶湖分室との連携研究を推進するとともに、大学その他の試験研究機関等との共同研究や研究情報の交換、研修生等の受入等を行い、他機関との連携強化に努めた。 共同研究の実施5件、研修生等の受入1人</p> <p>(2) 情報管理事業 4,337,048円 琵琶湖と本県の環境に関する情報やセンターの研究成果をホームページで提供した。また、県民、研究者等が環境情報や関連図書を閲覧できる環境情報室を運営した。 令和3年度ホームページ訪問数 99,007回</p> <p>(3) 広報支援事業 744,097円 センターの研究成果等を情報発信するため、センターニュースの発行やホームページへの掲載を行うとともに、県民等の依頼による琵琶湖講習の開催や相談対応等を行った。 なお、センターで取り組む試験研究の成果等を地域に還元するための報告会「びわ湖セミナー」を令和4年3月に開催した。 センターニュース「びわ湖みらい」の発行2回（各1,700部） びわ湖セミナーの開催1回（令和4年3月）（視聴者数 252人） 琵琶湖講習の実施22件（のべ 978人）（センター内1件：のべ3人、センター外21件：のべ 975人） 相談対応42件</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 試験研究事業 センター第六期中期計画の研究の中間報告を研究報告書に取りまとめ、行政部局に成果を提供するとともに、ホームページ上で公開し県民等に情報提供した。 さらに、琵琶湖環境研究推進機構では、令和2年度に実施した「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」について、その研究成果を行政部局に報告した。</p> <p>(2) 情報管理事業 琵琶湖と本県の環境に関する情報を幅広く収集するとともに、調査結果をホームページ等で公開するなどして、県民への情報提供につなげた。</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>(3) 広報支援事業 試験研究の成果について、琵琶湖講習の開催、動画配信の活用、センターニュースの発行等を通じて、分かりやすく県民等に発信することにより、琵琶湖をはじめとした環境への関心の醸成に寄与した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 試験研究事業 琵琶湖等に顕在化している課題は、様々な事象や要因が影響し合い、複雑化・多様化している。また、近年は琵琶湖北湖の全層循環が未完了となることがあるなど、気候変動が琵琶湖の水質・生態系にも影響を与えていると考えられ、こうした状況の変化に的確に対応していく必要がある。 また、琵琶湖環境研究推進機構や国立環境研究所琵琶湖分室、県内外の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や研究資源を有効に活用していく必要がある。</p> <p>(2) 情報管理事業 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等がより広く活用されるよう、ホームページ等にわかりやすく掲載していく必要がある。</p> <p>(3) 広報支援事業 センターニュースや研究報告書の発行に加え、センター職員の研究成果をホームページに掲載するなど、引き続き県民ニーズを踏まえながら、広く研究成果の還元を図り、更なる情報発信機会の拡大に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 試験研究事業</p> <p>①令和4年度における対応 琵琶湖と本県の環境に関する課題の変化に的確に対応していくため、令和5年度以降の試験研究の計画であるセンター第七期中期計画（令和5年度～令和7年度）の策定作業を進める。</p> <p>②次年度以降の対応 第七期中期計画に基づく試験研究を着実に進めるとともに、琵琶湖環境研究推進機構をはじめ、国立環境研究所琵琶湖分室やその他の試験研究機関との連携を進めるほか、競争的資金による研究などを介した外部との連携を深め、知見や資源を有効に活用していく。</p> <p>(2) 情報管理事業</p> <p>①令和4年度における対応 センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が県民</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|--|--|
| <p>(3) 新たな水質評価手法の検討と湖沼計画への反映に向けた調査研究</p> <p>予 算 額 12,098,000 円</p> <p>決 算 額 11,898,108 円</p> | <p>等に活用されるよう、ホームページを随時更新し、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、センターにおいて実施してきた調査研究により得られた琵琶湖の水質等に関するデータおよび研究成果等が広く活用されるよう、ホームページを随時更新するとともに、分かりやすい情報発信に努める。</p> <p>(3) 広報支援事業</p> <p>①令和4年度における対応 センター職員の研究成果については、びわ湖セミナーを実施し、広く還元する。また、センターニュースの発行や、センターホームページ等を活用し、県民に分かりやすい研究成果の発信に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 研究成果については、びわ湖セミナーの開催やセンター刊行物の発行、およびセンターホームページを活用により、情報発信の拡大を図る。</p> <p style="text-align: right;">(環境政策課)</p> <p>1 事業実績 琵琶湖への流入汚濁負荷が削減されているにもかかわらず、琵琶湖のCOD（化学的酸素要求量）が低下していないことについては、湖水中の難分解性有機物が一つの要因であることが明らかとなっている。また、近年は在来魚介類の減少など生態系の課題が顕在化している。これらのことから、令和3年度は地方創生推進交付金を活用した「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」を実施した。</p> <p>2 施策成果 「湖沼の円滑な物質循環につながる要件と指標に関する研究」により知見を蓄積するとともに、生態系保全を視野に入れた「新たな湖沼水質管理手法の構築に向けた検討への支援と連携」に関して政府提案活動を行うことができた。</p> <p>3 今後の課題 物質循環の観点を踏まえ、生態系保全につなげる新たな水質管理手法の構築に向けた目標としての指標の導入については、全国的にも例を見ない新しい概念に基づく先進的な取組であることから、参考となる情報が皆無であり、導入には至っていない。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|---|---|
| <p>(4) 湖沼問題の解決に向けた国際協力と情報発信</p> <p>予 算 額 2,887,000 円</p> <p>決 算 額 649,050 円</p> | <p>新たな水質評価指標の確立に向けた研究を実施するとともに、新たな水質管理手法について環境省が設置する検討会等での検討が進むよう連携を強化するとともに、政府提案活動を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、新たな水質管理手法の構築に向けて国と連携して検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">(琵琶湖保全再生課)</p> <p>1 事業実績 新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、第18回世界湖沼会議および第9回世界水フォーラムは、予定より1年延期され、令和3年度(2021年度)に開催された。このうち第18回世界湖沼会議はオンライン開催であったため参加することができたが、第9回世界水フォーラムはセネガル共和国での現地開催であったため、参加を取りやめた。第18回世界湖沼会議は、令和3年11月10日～12日(日本時間)にオンラインで開催され、滋賀県からは知事の開会挨拶や分科会を通じ、琵琶湖の総合保全や「マザーレイクゴールズ(MLGs)」の取組について発信を行い、湖沼問題の主流化や湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えた。また、学生を中心として、びわ湖・滋賀セッションを企画・共催し、若い世代の参画を推進した。</p> <p>2 施策成果 オンラインでの国際会議等において、琵琶湖での取組を広く発信・PRするとともに、湖沼が世界の水を巡る議論の場における主要課題として位置付けられるよう、湖沼主流化に向けて、湖沼の重要性の発信を行った。</p> <p>3 今後の課題 今後とも、琵琶湖の保全や管理を通じて培った知見・経験を世界へ発信し、世界の水・湖沼問題の解決に貢献していくとともに、関係機関等と連携して、湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく必要がある。また、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応して、取組の再構築を進める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応 ①令和4年度における対応 令和4年4月開催の第4回アジア・太平洋水サミットへの参加等、琵琶湖での取組や湖沼環境保全の重要性を効果的に発信できるように取り組んでいく。 ②次年度以降の対応 令和5年度にハンガリーで開催が予定されている第19回世界湖沼会議等の機会を捉えて、琵琶湖での取組を世界へ</p> |

| 事 項 名 | 成 果 の 説 明 |
|-------|--|
| | <p>発信するとともに、国際機関等と連携して湖沼環境保全の重要性を世界に向けて訴えていく。 (琵琶湖保全再生課)</p> |